

Title	真田太古内乱陰謀事件関係史料 (明治十年)
Sub Title	Historical documents of the Taiko Sanada Plot of Insurrection
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.1 (1984. 1) ,p.58- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840128-0058">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840128-0058</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

真田太古内乱陰謀事件関係史料（明治十年）

手塚 豊

解題

最近、私は秋田県下における跡部達蔵らの内乱陰謀事件関係史料を、二回に亘って本誌に紹介した。<sup>(1)</sup>この一件は、明治十年の西南の役に際して、秋田県下の旧武士が西郷軍に相応じて立ちあがらんとしたが、未遂に終わった陰謀事件である。

その際、私は、この跡部事件は、ちょうど同じ時期に岩手、青森、秋田の三県下にまたがって発生した真田太古の内乱陰謀事件（これも西郷軍を支援せんとした事件である<sup>(2)</sup>）とは直接の関係はないことを指摘しておいた。というのは、青森、秋田の最近の郷土誌の中には、跡部事件を真田事件の一部であるとすることが、出始めているからである。<sup>(3)</sup>

本稿は、この真田太古事件に関して、これまで知られていなかった若干の新史料を紹介せんとするものである。

跡部事件については、これまでそれを論究した文献がほとんどないが、<sup>(4)</sup>真田事件については、青森、岩手、秋田の郷土史関係文献の中に、それぞれ先駆的業績が相当数みられる。その主なものは、次の通りである。

岩手県においては、すでに早く昭和三年に出版された「岩手県政物語」に、真田事件の概略が述べられており、<sup>(5)</sup>その中には警察に協力して事件を探索した下斗米与八郎の手記が現代語に訳して引用されている。<sup>(6)</sup>真田事件に関する原史料の最初の発掘であった。

戦後、真田事件を意欲的に取扱われたのは、森嘉兵衛氏である。森氏は、昭和四十二年に発表された「明治前期の政治思想」<sup>(7)</sup>において、主として岩手県庁所蔵の「明治十八年・真田太古陰謀始末記」および事件関係者の一人である小田為綱旧蔵文書を利用し、はじめて相当詳しく真田事件の内容を解明された

のである。その後、森氏はさらに「日本僻地の史的探究」上巻<sup>(8)</sup>、「岩手県の歴史」<sup>(9)</sup>、「岩手をつくる人々・近代篇」中巻<sup>(10)</sup>、「岩手近代百年史」など、多くの郷土史関係の労作において、濃淡の差はあるにせよ、真田事件の概要にふれておられる。

同じく森氏によって先鞭がつけられた小田為綱に関する研究<sup>(12)</sup>、その後、多くの歴史家によって推進されているが、とくに小田と真田事件との関係は、大島英介氏が、小田旧蔵文書の中の「真田事件顛末書」および「明治十二年獄中ノート」などを整理して「小田為綱略年譜」の中に詳しく紹介しておられる。

森氏の研究発表前後に公表された青森および隣県宮城の郷土史関係の文献中に、真田事件にふれたものはすくなくないが、森氏の業績を凌駕するものはまだ現われていない。

青森県では、古くは明治四十三年四月十日・奥南新報に連載の渡辺真淵「奥南史談・柏崎記」の中で真田事件が簡単に述べられている。

昭和三十七年、田子町の郷土雑誌「じゅずかけ」に、真田家に所蔵されていた「真田泰幸遊暦日記」が覆刻紹介されたが<sup>(13)</sup>、それは明治八年と九年の日記の一部であり、真田事件と直接の関連はないが、真田の事件前の動静を物語る貴重な史料であった。さらに翌三十八年、真田太古の縁者に当る馬場清氏が、同雑誌に「真田太古考」<sup>(16)</sup>を発表された。

これより先き昭和三十二年十一月三日・デイリー東北は「八戸地方でも自由民権運動・八十年ぶりペールぬぐ真田太古事件や

産馬共会の紛争」と題する記事を掲げ、同地の研究グループによって真田太古事件が採りあげられていることを報道したが、この成果が発表されたのは、昭和三十七年出版の「概説八戸の歴史」下巻の真田事件の記述であった<sup>(14)</sup>。同書は、青森県において、真田事件を本格的に採りあげた最初の論考とみていいが、格別の原史料は引用されていない。その後、青森県地方の郷土史文献で、真田事件を採りあげているものはかなりあるが、とくに注目すべきものはほとんどなかった。強いて採りあげれば、昭和四十八年出版の「青森県警察史」上巻の記事の中に「八戸警察署沿革史」の一部が引用されていること、さらにまた昭和五十一年に発表された佐藤和夫氏「明治初期ギリシャ正教伝道史における士族信徒の政治活動について」<sup>(20)</sup>が、主として森嘉兵衛氏の労作に準拠しつつ、異色の角度から真田事件を考察しているのが、多少の注意を惹くものであった。

ところが、昭和五十三年、東奥日報社から出版された「新聞記事に見る青森県日記百年史」には、これまで知られていなかった真田事件関係の新史料が紹介された。それは、真田太古ら一党の者に対する弘前裁判所判決の量刑のことを掲載している明治十一年四月十三日、四月二十三日の北斗新聞の記事である<sup>(21)</sup>。これにより関係者一同に言渡された量刑が、はじめてほとんど明らかになったのである。

さらに最近の出版である「田子町誌」下巻は、約八十頁に亘って真田事件を紹介しており、すくなくとも記述の分量の点で

は、これまでの類書をしのぐ<sup>(22)</sup>。同書が典拠としているのは主として小田為綱文書であり、さらに前述の下斗米与八郎の手記、八戸警察署沿革史など、相当広範囲に亘って既存の文献を渉獵した形跡はあるが、残念ながら出典を詳細に明記した学術論文の形式を採ったものではなく、また、なぜか森嘉兵衛氏の業績がほとんど見落されており、それがため、前に述べた岩手県庁文書の「真田太古陰謀始末記」を全く利用していない欠陥をもっている。

秋田県においては、昭和三年の郷土雑誌「鹿友会誌」に、石川六郎氏の「陰謀の鹿角、真田大古事件の記録」と題する一文が掲載されているが、その内容は、前に述べた「岩手県政物語」中の下斗米与八郎の手記の紹介である<sup>(23)</sup>。

戦後出版の郷土誌の中には、真田事件にふれたものもあるが、格別に詳しい記述はみられない。ただ、伊藤良三氏の「毛馬内郷土史稿」<sup>(25)</sup>が、真田事件は毛馬内地方では「トヤ」事件として語りつがれていることを述べ、<sup>(26)</sup>また関係者の一書簡を引用している点がめだつのみである<sup>(27)</sup>。

以上に述べたごとく、真田事件は、岩手、青森、秋田の三県において、それぞれの郷土史文献に採りあげられているが、事件関係の第一次史料といふべきものは、それほど多くはない。いまそれらをまとめてみれば、次の通りである。

(一) 下斗米与八郎の手記「真田太古陰謀之顛末」・（岩手県立図書館蔵）。十行野紙六枚。

(二) 「明治十八年・真田太古陰謀始末記」(岩手県庁蔵)。十三行野紙五十二枚<sup>(29)</sup>。この文書は、岩手県の警察が事件を探知して捜査に当った経過を日誌態にまとめたものと、関係警察官および検査協力者に対する賞与の記録、および弘前裁判所から岩手県への報告(岩手県関係者の量刑を報じたもの)などである。

(三) 小田為綱文書(小田清綱氏蔵)。とくに「真田事件顛末書」および「明治十二年獄中ノート」などは、事件関係者の有カメンバーであった小田為綱と事件との関係を物語る貴重な史料である。

(四) 「真田泰幸遊暦日記」(明治八、九年の一部)<sup>(31)</sup>。

(五) そのほか、細かい史料として、岩手県令島惟精の岩倉右大臣宛の書簡(十年六月頃)、在京の岩手県人那珂通高から小保内宮司、常陸宛の書簡(十年六月一日)<sup>(33)</sup>および、量刑を報ずる北斗新聞の記事(明治十一年四月十三日、二十三日)<sup>(34)</sup>などがある。

真田事件は、明治初期の東北地方史においては注目すべき事件であるにも拘らず、現在までに判明している原史料は意外にすくないのである。二葉宏夫氏が最近出版された「青森県の事件五五話」の中で、真田事件を探りあげ「この事件は、資料が不足でその全貌を的確に把握することは困難である」と述べておられるのは、真実をついたものといえよう。

そして真田事件について、総合的な研究がまだ出現しないの

は、それがためと思われる。

先頃、私は国立公文書館所蔵「公文録」の中に、かなりの分量の真田事件関係文書がふくまれているのを知った。ここに紹介するのは、その文書と、さらに北斗新聞に掲載されている青森県警察官に対する賞与の記事である。以下、各史料の内容を簡単に解説しておく。

## 一 青森県下元修験真田太古捕縛ノ儀上申

この書類は、明治十年五月、青森、岩手の両県から、関係者逮捕についての内務省への報告、および内務省より岩倉右大臣への報告である。なお青森県令の内務省への報告（明治十年五月十四日）には、真田太古の同県警察の取調に対する口供書が添付されている。

## 二 青森県平民真田太古其他犯罪処断

この書類は、明治十年十一月、弘前裁判所が関係者を審理し、二十六名有罪十八名無罪に分類して司法省へ報告、翌十二月、司法省は有罪者に対する量刑を定めて太政官へ伺出で、太政官は書記官室の議を経て、翌年三月一日、「伺の通」という指令を発した経過を示す文書、さらに、青森県三等警部遠藤庸吾から岩手県九等警部岡本某（名不詳）<sup>(37)</sup>に対する押収「檄文」提出要請に関する岡本警部の答書と「檄文」（小田為綱起草）一通、および関係者二十八名の弘前裁判所における口供書、十七名の始

末書などである。<sup>(38)</sup>始末書提出者は、全員無罪、口供書提出者の内、一名無罪、一名免罪。なお、始末書の内、二通は青森県第四課（警察）宛、他の十五通は、警察へ提出されたものか、裁判所へ提出されたものか、不明である。また「無罪」と「免罪」の区別もわからない。始末書の提出者は、警察の段階で無罪釈放になった様にも思われるが、確かでない。

関係者の口供書は、これまで全く知られていなかったものであるが、真田事件の解明のためには、極めて貴重な史料である。

例えば、これまでの真田事件研究では、事件の核心の一つとして、明治十年五月、仙台鎮台の兵が三戸に宿泊するところを襲撃、さらに青森の県庁および鎮台分営を攻撃する計画があったとされている。岩手県庁文書「真田太古陰謀始末記」に「五月七日……善藏ハ猶青森ニ在リ太古等ト密事ヲ議ス太古等仙台鎮台ノ兵若千五月十七日ヲ以テ青森分営ニ繰込ムコトヲ探知シ皆云是レ好機会ナリ此機失フ可カラスト是ニ於テ太古台兵ヲ襲フノ策ヲ議シテ云三戸ノ地理タルヤ八戸ノ同志ヲ集ムルニ便ニシテ亦秋田鹿角ノ人員ヲ会スルニ利アレハナリ議遂ニ決ス……当地ニテハ青森弘前ノ衆ヲシテ同日県庁分営ノ両所ヲ襲フヘシ」とあるのが、その典拠である。柘田善藏は、民間人ではあるが、警察に協力して事件を探索した人である。

しかし、関係者の口供書には、そうした計画のあったことは、記述がない。ただ、真田太古の口供書の中に「明治十年五月五日兼テ知ル人柘田善吉来リ陰謀ヲ川村正吉ヨリ承ハリタル趣ヲ

以テ加入致シ度旨相談アレトモ同人ハ輕拳ノ人物タルヲ心得居ル故左様ノ企無之旨申シ聞タリ且同人申ニハ今般仙台鎮台ヨリ兵隊青森へ入管ノ管ナリ右ヲ三戸止宿所ニテ襲撃シテ如何トノ論アリタレトモ戲言ト心得候ニ付笑テ返答セス」という関連記事がある（本稿七七頁参照）。

柘田の報告を全面的に信用してよいものかどうか疑問の余地がある。

もちろん、関係者の口供書は、各自の事件との関係を極力控え目に述べていることは疑う余地がない。しかし、そうした点は十分考慮するとしても、関係者の口述と、警察側の探索記録とのくいちがいの再検討は、真田事件に関する将来の研究に欠くべからざる重要課題であろう。

### 三 明治十一年五月二十六日・北斗新聞の警察官への賞与に関する記事

この事件の探索は、主として岩手県警察で行われた。同県二等警部島田宗正以下県雇員一名と民間人三名に関する賞与の一件は、前にも一言したごとく岩手県庁文書「明治十八年・真田<sup>(40)</sup>大古陰謀始末記」の中にある（本稿六〇頁参照）。但し、民間人の一人下斗米与八郎は、賞与を辞退した。

青森県における警察官への賞与は、これまで知られていなかったが、この北斗新聞の記事で判明する。

以上に述べたごとく、ここに紹介した史料は、いずれも真田大古事件に関する重要記録であり、真田事件研究を大きく前進させるものであることを、私は信じて疑わない。近い将来、私は既存の史料を整理検討し、真田事件に関する一論考を発表する予定にいるが、青森、岩手、秋田地方においても、さらに新しい史料が、郷土史家によって発掘されることを期待して止まない。

- (1) 拙稿「跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料（明治十年）」・本誌第五十六卷一〇号・三八頁以下、拙稿「続・跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料（明治十年）」・本誌第五十六卷一二号・六八頁以下。
- (2) 拙稿・前掲関係史料・本誌第五十六卷一〇号・三九頁。
- (3) 「新聞記事に見る青森県日記百年史」・昭和五十三年・六九頁一七〇頁、「田子町誌」下巻・昭和五十八年・五四四頁など参照。
- (4) 私の跡部事件新史料発掘を報道した昭和五十八年九月二十六日・秋田さきがけ新報の記事の中で、秋田の郷土史家田口勝一郎氏も「秋田県ではこれまで跡部事件に関する研究は、ほとんどなかった」と述べておられる。
- (5) 「岩手県政物語」・昭和三年・二六頁以下。
- (6) 前掲書・二七頁以下。下斗米与八郎の手記「真田大古陰謀の顛末」の原本は、現在、岩手県立図書館に収蔵されている。
- (7) 森嘉兵衛、森ノブ「明治前期の政治思想について」・岩手大学教育学部研究年報第二十七巻・昭和四十二年・四一頁以下。
- (8) 森嘉兵衛「日本僻地の史的探究」上巻・昭和四十四年・六五〇頁以下。
- (9) 森嘉兵衛「岩手県の歴史」・昭和四十七年・二〇二頁以下。

- (10) 森嘉兵衛「岩手をつくる人々・近代篇」中巻・昭和四十九年・八九頁以下。
- (11) 森嘉兵衛「岩手近代百年史」・昭和四十九年・四八頁以下。
- (12) 小田為綱に関する最初の総合的研究は、森氏らの前掲「明治前期の政治思想」（岩手大学教育学部研究年報第二七巻・三五頁以下）であった。このことは小田の遺族である小田清綱氏も指摘されている（「小田為綱と云ふ人」その研究系譜と年譜）・昭和五十六年・三頁。
- (13) 大島英介「小田為綱略年譜」・修紅短期大学紀要第六号・昭和五十六年・八六頁―九二頁。
- (14) 例えば「盛岡市史」第四巻・昭和三十七年・一九四頁以下、「岩手県史」第八巻・昭和三十八年・三一頁、「三戸郡誌」・昭和四十三年・四一四頁以下、岡田益吉「東北開発夜話」・昭和五十二年・二五五頁以下、森田敏彦「求我社と鈴木舍定（し）」・宮城学院女子大学研究論文集第四九号・昭和五十四年・四四頁以下など。
- (15) 「真田泰幸遊歴日記」・じゅずかけ第四号・昭和三十七年五月・一六頁―一八頁。この中には、私が本文で述べた渡辺馬淵「奥南史談第五篇・柏崎記（明治四十三年四月十日、奥南新報）」も、覆刻されている。なお、昭和三十八年六月二十日・東奥日報所載「続三戸歳時記第四回」は「真田泰幸事件」と題し、真田日記の一部を写真版で紹介しているが、なぜかそれがすでに複製、紹介されている事実には全くふれていない。
- (16) 馬場清「真田太古考」・じゅずかけ第五号・昭和三十八年七月・八頁以下。
- (17) 八戸社会経済史研究会編「概説八戸の歴史」下巻第一・昭和三十七年・七五頁以下。同書が主として典拠としたものは、「鯨ヶ沢在任の警察史研究家中村元吉氏」提供の史料すなわち「八戸警察署

沿革史原稿」の由である（前掲書・八三頁）。しかし、この史料は、例えば「遠く九州佐土原藩の家老高島英孝なる人物も東北へ潜入して逮捕され、青森監獄の獄中すでに下獄していた大幸と獄舎を共にして云々」（前掲書・七八頁）とあるごとく事実無根のことも述べており、信憑性に疑問がある。麓島英孝（高島ではない）は、延岡の人、鹿兒島県二等属で宮崎支庁に在勤していたが、西南の役に参加し、九州臨時裁判所で明治十年十月二十二日に懲役十年を宣告されて青森監獄に収監（「西南記伝」下の2・七七四頁、「國事犯懲役人特典減等之儀ニ付上申」・「公文録」明治十四年司法省の部）、そこで真田太古と相知った。薬島は東北に潜入して逮捕されたわけではない。

- (18) 小野久三「青森県政治史（し）」・昭和四十年・三三二頁以下、葛西富夫「斗南藩興亡記」・昭和四十一年・一〇四頁以下、毎日新聞青森支社「青森百年」・昭和四十四年・四八頁以下、宮崎道生「青森県の歴史」・昭和四十五年・二二〇頁、葛西富夫「斗南藩史」・昭和四十六年・三三二頁以下、「青森県近代史年表」・昭和四十八年・五三頁、「三戸町通史」・昭和五十四年・一八〇頁以下、「青森県百科辞典」・昭和五十六年・三三二頁など。
- (19) 「青森県警察史」上巻・昭和四十八年・九〇九頁。「八戸警察署沿革史」は、明治三十五年に作成されたもの由（前掲書・九〇九頁―九一〇頁）、したがって事件当時の原史料ではない。なお、この沿革史と、前に述べた「八戸警察署沿革史原稿」（註17・参照）との関係は不明であるが、後者は前者を敷衍したもののようと思われる。

- (20) 佐藤和夫「明治初期ギリシヤ正教伝道史における土族信徒の政治活動について―三戸聖母守護会記録の一断面―」・弘前大学国史研究第六二・六三合併号・昭和五十年・九頁以下。

(21) 前掲新聞記事に見る青森県日記百年史・七八頁。この明治十一年四月十三日・北斗新聞の記事の中で、宮永盛岡、青木多見人、大森与平の量刑「懲役二百日」は「懲役百日」の誤記である（本稿六八頁参照）。さらにその記事の中の真田太古、高久忠司、梅内村治、花輪功一郎、葛川三郎の量刑に端数があるのは（真田が四年二百六十五日、高久が二年八十二日、梅内が一年二百六十五日、花輪が二年八十二日）、未決通算百日が控除されているためである。当時、裁判終結後、判決言渡までの期間が三十日を超えた場合は、その超過分を実刑から引いた期間が服役期間になったのである（明治七年五月二十五日太政官布告第五七号・滞獄罪囚減役例図）。例えば真田の場合、懲役五年が（本稿六七頁参照）、四年二百六十五日になっているのは、通算分が未決拘禁百日であったこと、すなわち結審後三十日目に判決言渡があったことを意味する。他の者もこれに準ずる。前掲五名と小田為綱以外の者は、未決通算はない。全員、結審後三十日以内に保釈になり、その後、裁判の言渡をうけて実刑に服したと思われる。なお、北斗新聞の記事には、真田らの判決言渡日の日付はないが、それは十一年三月三十日である（国事犯懲役人特典減等之儀ニ付上申・公文録）明治十四年司法省の部参照）。但し、小田為綱と宮永盛岡については、明治十一年四月二十三日・北斗新聞の記事に「宮永盛岡、小田為綱の二名はまだ処刑にならぬ由」とあるが、小田は病気のため保釈となったが、出廷出来ず、言渡がおくられて漸く十一年九月九日に判決の言渡（懲役一年から滞獄四日を除き三百六十一日）が行われた（大島・前掲小田為綱略年譜・修紅短期大学紀要第六号・八九頁）。宮永盛岡についての事情は、残念ながらわからない。

(22) 「田子町誌」下巻・昭和五十八年・四八四頁以下。同書は地元の著作であるだけに、関係者の一人川村善吉の家族関係とくに善吉

長女ゆりの談話、さらに真田太古の墓碑のことなど、他書にはみられない記事もある（前掲書・四九七頁―四九九頁、五六二頁）。

(23) 石川六郎「陰謀の鹿角、<sup>（まぎ）</sup>真田大古事件の記録」・鹿友会誌第三十一冊・昭和三年・九頁以下。

(24) 鹿角社会科編集委員会「鹿角の歴史」・昭和三十九年・五五頁以下、「鹿角のあゆみ」（鹿角の歴史）改訂版・昭和四十四年・一二〇頁以下、今村義孝「秋田県の歴史」・昭和四十四年・一六三頁。

(25) 伊藤良三、「毛馬内郷土史稿」・昭和二十九年・六三頁以下。

(26) 伊藤氏は「トヤ事件のトヤも何の意味か分らない」「多分一味の人々が下町の鳥谷の家に乗ったのではなかるか」と述べている（伊藤・前掲書・六五頁）。

(27) 事件で検挙された石川儀平という人が友人に無実を訴えた書簡である（伊藤・前掲書・六五頁）。

(28) 註6・参照。この文書の全文をそのまま復刻、紹介したものはない。

(29) この文書も全文をそのまま復刻、紹介したものはない。

(30) 約四八〇点におよぶ文書のマイクロフィルムは、現在、東京大学近代立法過程研究会にも收藏されている。

(31) 註15・参照。

(32) 島県令が犯人検挙を岩倉大臣へ報告した書簡である（前掲岩手県史第八巻・三一―頁―三二頁）。

(33) 文部省出仕那珂通高が、小保内父子に対して西南の役に際し政府軍への出馬を勧誘する書簡の中で「此頃花輪功一郎と田子の真田とやら不軌を図り候由云々」と述べている（前掲岩手県史第八巻・三一〇頁―三一頁、前掲盛岡市史第四巻・一九四頁―一九五頁）。

(34) 註21・参照。

(35) 二葉宏夫「青森県の事件五五話」・昭和五十八年・八頁。



(36) 青森県の「遠藤三等警部」は、遠藤庸吾である（明治十年二月「官員録」一三五枚表）。

(37) 岩手県の「岡本九等警部」は、明治十年二月「官員録」一三四枚表裏岩手県の部、明治十年七月「官員録」一六七枚裏、一六八枚表の岩手県の部にその名がみえないので、名が不明である。

(38) 関係者合計四十五名の管。ところが弘前裁判所長判事浦春暉から明治十年十一月二十一日に司法省へ提出した何によれば「四十四名」とある（本稿六九頁参照）。一名の誤差がある理由は不明である。

(39) 例えば森・前掲岩手をつくる人々近代篇中巻・一〇二頁、葛西・前掲斗南藩興亡記・一〇四頁、毎日新聞・前掲青森百年・四八頁など。

(40) 下斗米与八郎の辞退「上表」は、下斗米の手記「真田太古陰謀之顛末」（註6・参照）に収録されている。（昭和五十八年十月十日稿）

※ ※ ※

一 青森県下元修驗真田太古捕縛ノ儀上申

（「公文録」明治十年・内務省）

乾警第四百七十四号

〔牽田口〕

〔押手〕

青森県管下元修驗真田タイコ隠謀有之捕縛之義ニ付同県並岩手県ヨリ別紙三通之通り届出候写相添此段御届申候也

明治十年五月廿四日

内務卿大久保利通代理

内務少輔

前島

密

〔前島密印〕

右大臣 岩倉具視殿

五月十二日岩手県ヨリ電報

青森県下関村元修驗真田ダイコ三戸八戸カズノ弘前<sup>（まま）</sup>辺ノ者ヲ語ラヒ不軌ノ企アル趣聞及シニ付探偵セシニ粗証跡アリ此儀青森県へ通知シ置取敢ス上申

同月十三日青森県ヨリ電報

当県下三戸郡関村元修驗真田ダイコナル者三戸八戸カツノ弘前<sup>（まま）</sup>辺ノ者ヲ語ラヒ隠謀ノ企アル趣キ相聞ユルニ付連累疑敷者式名捕縛セシニ未タ確証ヲ得ス真田ダイコハ踪跡搜索最中ナリ弘前士族等人数加ハリ居ル様子ナシ取敢ヘス御報知ニ及フ

同月十四日青森県ヨリ電報

真田ダイコ昨夜捕縛糺問中ナリ委細取調ノ上御報知ニ及フ

警青第二百三拾一号

国事犯ノ者捕縛ノ義ニ付上申

〔牽田口〕

〔畏〕

青森県管下元修驗真田太古ナル者国事犯之聞込有之同県ニ於テ捕縛取糺候義ニ付別紙ノ通申出候依テ書類相添此段御届申候也

明治十年五月廿八日

内務卿大久保利通代理

内務少輔

前島

密

〔前島密印〕

右大臣 岩倉具視殿

國事犯ノ者捕縛ノ義ニ付上申

昨十三日電報ヲ以上申仕候当県下三戸郡関村元修驗真田太古ナル者昨十三日弘前ニ於テ捕縛取調候処別紙口供ノ通申立候ニ付開拓使並秋田岩手両県共至急及報知候本犯連及人花輪幸一郎外數名三戸地方ニテ捕縛候得共遠隔ノ地ニテ未送致ニ付追テ札問ノ上上申可仕尤太古ノ供書前後曖昧ノ廉多ク不全備ニハ候得共概略ノ手續ヲ得候ニ付此段下取敢上申候也

明治十年五月十四日

青森県令 山田秀典

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前島 密殿

口 供

青森県下第八大区六小区三戸郡関

村三十二番地

農 真田 大古

三十二年

自分義一昨明治八年商用ノ為東京出府出雲町止宿中宿熊本郷土族宮崎真敬池松豊記之兩人ト落合ヒ同氣相求ムルヨリ迭ニ不逞ノ心中ヲ吐露シ世間ノ動靜ヲ相窺ヒ居候処好機會モ無之ヨリ昨九年四月中池松豊記同道ニテ東京出発岩手県下盛岡着兩三日間滞留聞モノク自分ハ関村ヘ同人ハ東京ニ出発共ニ後日ノ約ヲ為シ相分レ申候然ルニ当明治十年一月未鹿兒島ノ暴動発セザル前中人ヨリ郵書ヲ以概略西陲ノ隱謀ヲ記載シ自分上京ヲ促セリ然ルニ自分義

當時種々ノ差支有之二依テ命ニ応スル不能旨答書差遣候処同人義何レハ出発候也宿所分明ナラサル趣ニテ右信書ハ差戻シニ相成候然ルニ程ナク西陲ノ動揺相聞ヘ宿志ヲ達スルモ此時ナリト心得傍觀黙止ニ忍明治十年二月廿五日岩手県盛岡ヘ出向キ兼テ相知ル水原一七戸元兵衛尾崎富江ナル者ニ面会西陲ノ事件ニ付方向如何ヲ相談セシ処何レモ名分過ツヘカラサル旨返答ニ及フ而已ニテ果々敷手段モ無之依テ鹿角郡毛間内村ヘ相回り豊口忠方ヘ止宿同志之者内藤新八郎小玉庄次郎平尾吉六黒沢繁次高橋辰太郎豊口中之助関正次郎七名相集メ右池松ヨリ之書面並自分見込等ヲ以テ腹心ヲ開キ候処遮テ異議スル者モ無之去迎未タ同志ノ者モ不調ヨリ即坐評議モ一決セス何レニモ自分青森ヘ出張一ハ該地ノ形勢ヲ見一ハ同志ヲ集メ然ル後再議センコトヲ約シ四月十八日同所出発其日ハ関村自分宅ヘ止宿村内同志ノ者桜川周八川村善吉土族神定旧斗南土族佐藤某梅内長九郎同弟梅内村次等ヘモ前件ノ次第(真敬)一申聞夫ヨリ三戸ニテ同ク同志ヲ語ハント存セシ処思ニ任セス依テ同所ヘ二泊ニシテ出発四月廿四日青森安方町旅籠屋成田八十郎方ヘ止宿到着掛リ青森堤町居住木村利右エ門方ヘ立寄候節旧盛岡藩青木民人ナル者二初テ面会シ其縁故ヲ以同夜木村利右衛門高久忠治兩人ト同道ニテ自分止宿所ヘ尋來迭ニ心腹ヲ開キ自分記載致シ檄文等相示シ彼は見込ヲ述ル折柄青木民人云フ此時ニ當リテ一日猶予スヘカラス速ニ兵端ヲ開ニ不若自分曾テ昨九年熊本暴発之節開拓使ニ於テ同志三百余名ヲ得ダリ之ヲ以彼ノ地ニ發シ且同時ニ当港ニ發セハ事必

ス成シ当時旧盛岡藩花輪幸一郎（功、以下同じ）ナル者同家ニ宿泊ス此ハ旧門閥

家ニシテ家来筋ノ者モ多分有之若自分共党ニ引込ハ大ニ助ケト

成ラント思量シ談話ノ余遂ニ密事ニ及ヒシ処豈斗（幸）幸一郎モ同

ク此企アリテ其カ為メノ出張ナル由約束容易ニ調ヒタリ依テ幸

一郎ハ五戸三戸福岡ニ出張シ速ニ同志ヲ召集シ兵ヲ同地ニ揚ケ

ハ当青森營所ノ兵隊必ス来伐セン然ル時ハ青森空虚トナラン民

人ハ速ニ開拓使ニ渡リ同ク同志ヲ募リ事ヲ彼ノ地ニ起シ尤同志

ノ者三十名ハ此地ニ差越スヘシ自分ハ其兵ヲ以空虚ノ県庁ヲ襲

ヒ官金ヲ奪ヒ兵ヲ南部地方ニ進メ幸一郎ト一所ニ集シ然ル時ハ

盛岡ニハ式百余名宮城ニモ亦若干ノ同志アリ時機ニ寄り臨機ノ

策ヲ為ハ西陲ニ応スルニ足レリ議遂ニ一決シ其期日ノ如キハ双

方支度調次第一定スヘキ約諾ニテ幸一郎ハ五月七日南部地方へ

民人ハ四月廿七日箱館へ出発セリ然ルニ五月十日迄報知ヲ相待

居候所何等音信モ無之熱考スルニ迎モ微カノ企及スヘカラサル

事ト思量シ自ラ悔悟ノ念稍生シ候ニ付同日鉱山稼ノ為弘前土族

須藤寛吾方マテ出張止宿申五月十二日午後第十時捕縛相成候事

右之通相違不申上候已上

「官員録」一枚裏、二枚表。

明治十年五月十四日 真田 太古（末末）

手塚註 「牟田口」は太政官少書記官牟田口元学、「井手」は太政官

七等属井手魯脚、「長」は太政官四等属長水である（明治十年七月

二 青森県平民真田太古其他犯罪処断

〔公文録〕明治十一年・司法省

司法省伺

青森県平民真田太古外ノ者朝憲ヲ紊乱セシコトヲ謀リ同夥ヲ嘯  
聚シ且訴ヲ構ヘ官ニ強逼セントシ設備ノ所為ニ及ヒ候次第弘前  
裁判所ニ於テ審問致サセ候処別紙口供ノ通ニ付擬律相附シ処断  
ノ儀相伺候也十年十二月十九日

伺ノ通三月一日

西南ノ変乱ニ際シ朝憲ヲ紊乱セシコトヲ謀リ檄文ヲ以テ同夥ヲ  
嘯聚シ且訟ヲ構ヘ官ニ強逼セントシ兵器ヲ預備スル者  
真田 太古

真ニ共同スルノ意無シト雖モ太古ノ頼ニ応シ為メニ檄文ヲ草シ  
政体ヲ排毀スル者  
懲役五年  
小田 為綱

太古妄動ノ説ニ同スルノ後同夥ヲ募ルニ懼レ絶念制止スト雖モ  
首出セサルニヨリ  
懲役一年  
木村理左衛門

太古妄動ノ説ニ同スルノ後同夥ヲ募ルニ懼レ其意ヲ果ササル者  
禁獄三十日  
野中 文八郎

同上嘯聚ノ議ニ同シ始終協力スル者  
禁獄五十日

除族ノ上

懲役二年半

同上ノ嘯聚ニ従ハサル者

無罪

同上ノ嘯聚ニ同シ一タヒ解散スト雖モ仍ホ同夥集合スルヲ知り

為メニ通信スル者

懲役一年

同上ノ嘯聚ニ同シ後ニ解散シ情輕キ者

懲役百日

同上強願等ノ議ヲ知り使役ニ従フ者

懲役一年

同上ノ嘯聚ニ同シ後ニ中止スト雖モ首出セサルニヨリ

懲役三十日

同上ノ嘯聚及ヒ強願ニ同シ一タヒ解散スト雖モ仍ホ同夥ノ集合

ヲ約スル者

懲役一年半

同上ノ嘯聚及強願ノ議ニ同シ兵器ヲ預備シ一タヒ解散スト雖モ

仍ホ同夥集合ヲ約シ捕ニ臨テ逃走シ後ニ自首スル者

懲役二年

同上ノ強願ノ議ニ同シ後ニ解散シ情輕キ者

懲役七十日

同上嘯聚及強願ノ議ニ同シ後ニ悔悟中止スト雖モ兵器ヲ隠藏シ

テ首出セサル者

除族ノ上

懲役百日

同上嘯聚及強願ノ議ニ同シ兵器ヲ予備シ後ニ解散スル者

除族ノ上

懲役二百日ヅツ

懲役二百日

同上ノ嘯聚及強願ノ議ニ同シ兵器ヲ予備スル者

除族ノ上

懲役一年半

同上強願ノ議ニ同スル者情輕ニヨリ

懲役七十日

同上嘯聚ノ議ニ同スル者情最モ輕キニヨリ

除籍ノ上

懲役五十日ツツ

同上強願ノ議ニ同スル者情最モ輕キニヨリ

懲役五十日ツツ

妄論ヲ發スルノ後同上嘯聚ノ議ニ同シ断念スト雖モ詐テ同夥ヲ

募ラシムル者

除籍ノ上

懲役百日

姓名ヲ詐称シ人ノ養子トナルハ不応為輕ニ擬ス可キニ

ヨリ一ノ重ニ従フ

高久 忠司

小平 真一郎

豊口 仲之助

大森 與平

桜川 忠八

米川 儀太郎

川村 善吉

梅内 村治

梅内 長九郎

宮永 盛岡

神 貞幹

佐藤 久治

中村 宇平治

川村 定次郎

三浦 吉平

田中 直江

大村 和慶

今泉 利秀

青木 多見人

同上嘯聚ノ議ニ同シ奔走シテ同夥ヲ募ル者

懲役二年半

花輪 功一郎

同上嘯聚ニ応スト雖モ断念自首スルニヨリ

免罪

堀野 宗賀

同上嘯聚ノ議ニ同シ随行スル者

除族ノ上

懲役一年

蔦川 三郎

兄太古隠謀ノ情ヲ知り兵器ヲ運搬スル者

懲役二百日

真田 龍八

同上嘯聚ニ応シ後ニ中止スト雖モ首出セサルニヨリ

懲役三十日

小田島末太郎

同上ノ發議ニ從ハサル者

無罪

日置 成章

高橋 喜八郎

平尾 吉六

浅野 安之助

女鹿 一八

宇佐見 兵馬

豊口 唯志

児玉 庄次郎

大久保 広司

関係ナキヲ  
(主者)

内藤 新八郎

黒沢 繁治

山田 政一

青山 庄次郎

小田 政光

中村 藏之助

久保田石五郎

金沢 庫吉

弘前裁判浦春暉伺可法省宛  
所長判事

本年六月第九百六十六号ヲ以テ御達有之國事犯青森県平民真田太古外四十四名本年八月十八日青森県ヨリ送致候ニ付遂審問候処別紙口供ノ通内十八名ハ全ク党類ニ無之候へ共右人名ハ同県ヨリ兼テ御省へ及御届置候趣ニ付口供取纏メ差出申候何分ノ御沙汰有之度此段相伺候也十年十一月二十一日

追テ太古ヨリ引揚候檄文一通相添申候且口供中散見有之下斗米与八郎栞田善藏ノ二名ハ岩手県警察掛探偵ノ者ニ付別ニ口供相添不申候事

岡本九等警部回答遠藤三等警部宛

真田太古檄文ノ儀御申越ニ付早速搜索為致候処菊地形藏宅ハ家内婦人ノミニテ此檄文ニ付テハ敢テ疑敷儀モ無之様被相考枕ノ引出ニ残り居タル事モ今日迄氣モ付カサル由ニテ引出ヲ開カント致シタル処堅クシテ引出シ得サルヨリ工夫致シ漸ク開キ候テ

其奥ヨリ出タル由ニ付直ニ引揚ケ參リ候間則御送致ニ及候也  
須藤寛吾ナル者へ右太古拘引ノ翌日直ニ呼出シ取調候処別紙ノ  
通答書差出サセ置候へ共並河警部モ出張ニ相成候事故別段御廻  
シモ不申当署ニ留置候  
又一葉ノ答書ハ菊地形藏方ニテ休息為致候次第取糺シタル答書  
ニテ是モ序ニ御送付  
右書類相添御回答ニ及候也十年五月廿九日

真田太古檄文

我邦ノ地毬上ニ於ル猶北辰ノ衆星ニ於ル如シ皇統一伝列聖相受  
干茲三千年神州ト称シ君子國ト呼不亦宜乎今也西郷隆盛西陲ニ  
新政ノ府ヲ聞キ大元師ノ名ヲ僭シ妄ニ干戈ヲ動テ王師ニ抗ス其  
大逆無道俱不戴天ノ冠タル固ヨリ言ヲ待タス然レトモ彼亦一箇  
英物狂テ病風ヲ憂ニ非スレハ何ニ由テ此怪事ヲ為シ願フニ必ス  
朝廷ノ有司天下ノ大計ヲ誤リ万世ノ大憂ヲ招クノ事有テ憤懣過  
激ノ余ニ出シナルヘシ嘗テ聞外國ノ交際ハ往々彼ノ鼻息ヲ仰テ  
彼籍制ヲ受ケ五港ノ互市ハ年々數千万ノ損耗有テ一塵土ノ益利  
無ク唐太ノ交換ハ險ヲ開テ寇ヲ召ク者ニシテ貢租ノ苛刻ハ己ノ  
肉ヲ喫テ其身ヲ斃ニ庶幾シ苟モ愛國ノ心有モノ誰カ痛哭流涕長  
大息ヲ為ササラン夫天崩ルル時ハ天下ノ民皆死ス是ヲ如何ソ一  
己ノ不平ト言ン是或ハ隆盛ノ興ル所以也歟雖然天ニ二日無ク地  
ニ二王無シ日本政府ノ下豈新政府ヲ置クノ理アラシヤ人臣ハ敬  
愛ヲ以テ君ニ事ヘ諫争ヲ以テ忠ヲ致ス豈亦干戈ヲ把テ上ヲ要ス

ルノ道有シヤ王師ノ西征誠ニ不可止者アリ然レトモ王者ノ軍ハ  
正ヲ以テ不正ヲ討スモノ也今朝廷ノ政ヲ不正有司ノ罪ヲ不問唯  
ニ虚名ヲ擧テ彼ノ罪ヲ責トモ彼益ス過激ニ愈ヨ憤懣ニシテ万人  
一心有死而無退耳嗚呼同是皇帝ノ民也伐テ是ヲ尽スモ又何ノ快  
カ是有ン此時ニ及ンテ袖手傍觀スルハ誠ニ不忍モノ有リ請車ヲ  
馳テ行在所ニ至リ大臣ニ面トシテ天下ノ大計ヲ論シ万世ノ大憂  
ヲ消シ有司ノ罪ヲ彈メ大改革ノ命ヲ四海ニ下シ一朝ニ新政ノ府  
ヲ破毀シテ西陲ノ干戈ヲ収メ更ニ英雄男兒ト謀テ大ニ振作スル  
所有テ今上帝ノ德威ヲ海外万国ニ輝サントス事有機會不可失諸  
彥若愚ヲ助クル意有ラハ書至テ速ニ來会  
明治十年竜集丁丑三月念九日

陸中九戸郡宇部村民小田為綱識盛岡仁王村紙街客舎時予  
有病臨真田君行草々書畢不遑潤色文字

弘前裁判所請

捕縛明治十年五月十四日

党類二十七人

掛判事浦 春暉  
判事補 山崎 為美  
掛 開拓使士族青森縣第一大区一小区  
陸奥国津軽郡青森堤町寄留  
真宗 木村理左衛門  
四十七年四ヶ月

一 自分儀真田太古ト昨明治九年秋頃ヨリ知合ニ相成リ明治十  
年二月頃用事有之同人旅宿青森安方町成田八十郎方へ參リ種  
々談論ノ末國家ノ形勢談ニ及ヒ自分儀民權ヲ更張スルハ今日

ノ急務ナルヲ論スルニ同人モ至極同論ニテ其口氣何トナク民権論ノ同志ヲ募ルノ様子ニ付民権論ノ如キ卒爾ニ他ニ談論及ヒ一步ヲ誤リテハ却テ民心ヲ煽動スルノ姿ニ立至リ不容易事ニ付妄リニ他へ談セサル様咄合候其後又々同人へ面会ノ折ハ已ニ薩賊征討被仰出タル後ニテ西郷隆盛ノ兵ヲ拳ル一己ノ不平心ニ出ルカ或ハ当路ノ有司天下ノ大計ヲ誤リ國是ニ関スルヲ以テ其罪ヲ問フヘキ意ニシ憂國ノ衷情ニ出ルカ其原由ヲ探偵シテ其正理ニ基キ國民ノ義務ヲ尽サント欲ス同意セサルヤト太古申之ニ付同意イタシ候爾來同人ハ岩手県へ出張ノ旨承リ居リ候処明治十年四月二十六日岩手県ヨリ歸リタル由ニテ自分宅へ立寄り今晩咄シニ參ル様申ニ付午後八時頃ヨリ福原多吉ヲ連立太古旅舎へ參リ追々高久忠司來リ四人ニテ飲酒種々國家ノ形勢談話中自分居眠シ風ト目ヲ覚シタル処福原多吉儀西國戰爭ノ儀ニ付建白スルニ付同志ヲ募ランタメ箱館へ參ル由糧カナラサル次第ト心得以<sup>(まま)</sup>ノ外宜シカラサル旨談論スルニ木村ハ老人故因循論ノ由ニテ取り受ケス其夜ハ何レモ大醉ニテ帰宅セリ翌朝ニ至リ考フルニ如何ニモ昨夜ノ論宜シカラサルニ付差止めヘクト高久忠司ヲ訪ヒ相談セシニ自分ト同論ニ付夫ヨリ福原多吉方へ參リ高久忠司方へ參ルヘクト勧誘シ途中承ルニ実ハ外ニ用事モアリ箱館へ參ル儀ニテ同志ヲ募ル所存ニハ無之旨申聞依テ安心致シ高久忠司方へ暫時立寄り帰宅致シ候事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月五日

弘前裁判所調  
掛判事浦 春輝  
判事補 山崎 為美

捕縛明治十年五月十五日  
党類二十七人  
長崎県士族野中藤作長男常時青森  
県第一大区一小区陸奥國津輕郡青  
森寺町寄留

浄土宗 野中 文八郎

三十八年十一月

一 自分儀北海道地方鍋島家へ御預中同所へ在勤シ引続キ開拓使ニ奉職明治七年三月辭職ノ上青森県下青森町へ來リ所々ニ寄留然ルニ明治十年二月七旬真田太古ト始テ面会夫ヨリ互ニ相往來シ懇意ニ相成リ明治十年二月下旬ト覺ヘ太古儀自分宅へ參リ天下ノ形勢及ヒ西國ノ戰爭等談論シ西郷ノ兵ヲ拳ル一己ノ不平心ニ出ルカ或ハ当路ノ有司天下ノ大計ヲ誤リ國是ニ関スルヲ以テ其罪ヲ問フヘキ意ニシテ憂國ノ衷情ニ出ルカ其原由ヲ探偵シテ正理ニ基キ國民ノ義務ヲ尽サント欲ス如何ト太古申之ニ付尤ナル旨返答シ同意仕候其後同人ハ盛岡ニ向テ出張シ自分ハ病ニ罹リ淺虫温泉へ入浴ニ參リ候事

一 明治十年四月二十八日真田太古儀日置成章同行ニテ入湯先ニ來太古申スニハ一別後盛岡ニテ小田為綱ナル者ニ面會議論決定檄文ヲ以テ同志ヲ募リ行在所へ建白ノ筈且ツ三戸地方百姓共戸課金馬課金免除ノ儀青森県庁へ歎願ヲ企ル等ノ手順略相談有之一泊ノ上忽卒罷歸候右ニ付尚熟考致シ候ヘハ右ハ容

易ナラサル事件ニ付明治十年五月二日太古成章へ書状ヲ以テ兼テ御談示ノ一件相聞候前今一応御相談申上度素ヨリ御手披モアラセラレスト存シ候へ共愚慮御打合候半テハ不叶儀モ有之云々ノ儀関一郎様真田太古林二郎様日置成章自分ハ西八郎ト異名相認メ差遣シ申候処右ノ返書無之内明治十年五月十五日御取押相成候事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月十九日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十四日  
覚類二十七人

掛判事浦春暉  
判事補山崎為美

秋田県士族広芳長男当時青森県下陸奥国津軽郡青森浜町相馬善十郎方寄留

神葬祭 高久 忠司

二十六年十月月

一 自分儀明治八年八月十六日秋田県大葛鉱山ノ雇拜命ノ節戸長へ届出ノ上家出シ明治八年十一月日不覚辭職ノ上同県下大館へ参リ其後明治九年一月二十一日青森県下青森町へ来リ所々寄留罷在候然ルニ明治十年二月下旬日不覚湯屋ニテ真田太古二面会シ同人ハ七年前秋田ニテ懇意ニセシ故該時自分寄留所大町米沢幸三郎方へ同行雑話ニテ相別レ爾後彼レノ旅舎へモ参リ彼レヨリモ来リ西国ノ戦況等談論ノ末太古儀西郷ノ兵ヲ拳ル一己ノ私心ニ出ルカ或ハ当路ノ有司天下ノ大計ヲ誤リ

国是ニ関スルヲ以テ其罪ヲ問フヘキ意ニシテ憂國ノ衷情ニ出ルカ其原由ヲ探偵シテ正理ニ基キ國民ノ義務ヲ尽サント欲ス同意セサルヤト申之ニ付同意仕候其後太古儀岩手県下盛岡マテ参リ同志協議ノ上策略決定ノ約ニテ明治十年三月上旬日失念青森出發セリ尤十日間モ過ナハ必ラス歸リ来ル申合セニ付折角待居タレトモ歸リ来ラス其内木村理左衛門へ参リ太古ノ安否ヲ承ハレトモ同人モ待居タル旨申居候事

一 明治十年四月二十六日真田太古自分宅へ来リ大ニ延引スレトモ岩手県下盛岡ノ都合モ宜シク盛岡并田山淨法寺秋田県下花輪毛馬内青森県下三戸五戸八戸七戸ニモ同志アリ何レ委敷ハ追テ相咄スヘシ今晩旅宿へ参ル様申ニ付黄昏ヨリ参ル処木村理左衛門外ニ不心得者参リ居リ同志ヲ募ランタメ箱館へ渡海スル等ノ咄合中ニ付太古ヲ別問ニ招キ誰ナルヤ容易ニ大事ヲ吐露シテハ宜シカラスト申セハ太古彼レハ始メテナレトモ木村ノ連レ来リタル福原多吉ト申ス者ニ付願慮スルニ及ハサル旨申ニ付自分モ俱々談論多吉ハ頗ル奮発明晚出帆ノ汽船ニテ出發スヘシト申理左衛門ハ輕卒ニ人数ヲ募ル宜シカラストノ論ナレトモ同人ノ論行ハレス依テ太古儀旅費并數ノ子買入前金トシテ三円金ヲ多吉へ渡シ自分ヨリモ在函館ノ小田政光へ多吉ヨリ相談ノ件ハ同意スル様ニト書状ヲ認メ多吉へ託シ差遣シ申候事

太古口供ニハ十年四月二十六日青森安方町成田八十郎方  
再会ノ節檄文ヲ以テ忠司へ相勸候処同意トアリ



一 明治十年四月二十七日木村理左衛門自分宅へ来り福原函館

行ハ宜シカラスト申スニ付自分ノ参ラサル前ニ君等ノ談スル  
処ニシテ自分ハ知ラスト申セシニ夫ヨリ福原多吉方へ参り同  
行ニテ再ヒ来り尚其事ヲ論スルニ多吉ト自分同論故理左衛門  
ハ立腹シ罷歸り自分多吉同行ニテ太古方へ参り右ノ次第ヲ談  
スルニ理左衛門ハ老人故立腹セサル様可取扱トテ其後ハ難談  
ニ涉り同日多吉発足ニ付海岸マテ見送り相別レ申候事

一 明治十年五月十日太古儀同志ヲ募ランタメ蔦川三郎同行弘  
前へ参ルニ付留主中右企ニ関スル事ハ諸事然ルヘク取り計フ  
ヘク宿屋ヘモ太古ノ書状来ラハ自分へ持参スル様太古申置出  
起仕候自分ハ太古ノ論ニ同意セシ上ハ飽マテ同人ノ指揮ニ従  
フヘキ心得ニ罷在候処明治十年五年十四日御取押相成候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十一月廿一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月廿四日  
覚類二十七人

判事	浦	春暉
判事補	山崎	為美
掛	青森県士族青森第七大区五小区	
	陸奥国北郡小平村	
禪宗	小平	真一郎
	四十二年六月	

一 自分儀訴訟事件ニ付若手県下盛岡へ罷越シ紙町旅人宿太田  
総兵エ方へ止宿罷在候処明治十年三月日ハ確ト覚居ラス三戸

郡関村真田太古罷越シ面会イタシ度旨被申入候ニ付対面候処  
自分当地へ滞在ノ始未被相尋候ニ付開墾地一条ニ付追々出訴  
ノ心得ニテ罷越居候旨申答候処太古儀モ先年山論一件ニテ青  
森県へ出訴ノ未遂ニ勝訴訟ト相成候事モ有之杯相咄シ其末太  
古云フ当時陸軍大将西郷氏事ヲ拳ケ西国各県士族輩モ追々応  
援スル様子ナリ此際ニ乘シ一旗相拳ケ度シ尤其同志ハ沢山有  
之自分ニモ是非同意可致ト被相勸候ヘトモ自分右訴訟ノ結局  
相付度存意ニテ永々滞在候儀ニテ自然其事業ニモ差響キ遅延  
イタシ候テハ折角思立タルトモ瓦解ニ属シ可申ト存シ是非  
拒度候ヘトモ太古ニ於テ容易ニ承引致間敷ト存シ幸ニ自分痲  
癩ニ罹リ加療イタシ居ルニ付梅毒ニテ歩行ハ難成旨申詐り同  
意ハ致シ難キ旨相断リ置キ其旨同宿人陸中国九戸郡宇部村小  
田為綱へ相談候処為綱モ其頃銀行創立方周施中ニ付矢張輕拳  
ハ不好様子ニテ為綱儀太古ニ面会シ時候挨拶相済ミ候後為綱  
云フ今般同志ヲ募リ一旗相拳候趣ナレ共右ハ甚タ不条理ニ付  
見合可申乍恐朝廷ノ御失体ニモ可相成儀見聞候ハ、其旨建議  
シ飽マテ当路ノ各位ト辨論候ハ格別ナレ共事茲ニ出テス甚タ  
不都合云々ト追々議論ニ及ヒ候処太古モ遂ニ感服シ議論ノ趣  
意書取具レ候様相頼ミ候処為綱筆ヲ執リ書記シ太古ニ相渡シ  
候其節書面ハ自分モ一見候へ共其趣意文章ハ確ト下相覚爾来  
太古ヨリ何等ノ通信モ無之其後ノ始末ハ一切不存候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十月廿三日

弘前裁判所調  
判事 浦 春輝  
判事 山崎 為美

捕縛明治十年五月十三日  
青森県平民青森縣第八大区六小區  
陸奥国三戸郡関村  
覚類二十七人  
禪宗 真田 太古  
三十年

一 自分儀明治三年三月頃ト覺ヘ居村出発箱館新潟等ヲ経曆ノ

末明治五年出京シ所々寄留商業相営ミ罷在候処明治九年一月頃ヨリ評論新聞社中熊本県士族矢野駿男ナル者ト東京出雲町拾番地小野原次郎方ニテ同居セシヨリ同人同志熊本県士族宮崎真郷池松豊記其他尾州名古屋ノ吉村純照会津ノ樋口真彦齊藤利晴越前ノ杉田貞一久留米ノ岡本清一郎互ニ相往来シ今日ノ政体ヲ可否シ国事ヲ討論罷在ル内宮崎真郷池田豊記矢野駿男ノ三名ニヨリ華族会館ニ擬シ有志輩申合セ政府ノ許可ヲ得テ士族会館ヲ開カルト欲シ既ニ各県有志ノ徒応スル者夥多ナリ仙台及ヒ盛岡ニハ同志ノ者無之依テ自分郷里ナルヲ以テ同志暮リ方協議アリ自分ニ於テモ同意ナレトモ微力其任ニ堪ヘサル旨ヲ申述池松豊記ヲ同伴ノ事ニ決シ兩人分旅費トシテ金拾円受取り明治九年三月三日東京出足豊記同行二本松并ニ福島宮城石巻ヲヘテ同年四月五日岩手県盛岡ヘ參着セシニ金策ノ目途相違セシヨリ路費ニ窮シ衣服等ヲモ売却シ他人ニ面会スヘカラサル程ノ不体裁ニ立イタリ已ムヲ得ス金策ノタメ帰村シ豊記ハ同年五月中旬ニ至リ帰京ノ旨伝承セリ因テ素志ヲ

果サス其後ハ鉢山等ノ業ヲ以テ奔走罷在候事

一 明治九年十月日失念池松豊記ヨリ信書アリ曰薩州士族祿森ノ儀ニ付紛紜有之政府コレヲ廢スル難事ナルヘシ又吉村ハ長州ニアリ宮崎ハ薩行僕熊本地方ニ行ク速ニスレハ官のニナル又自分ニモ出京センコトヲ申越サレタリ其文簡ニシテ其意ヲ得ストイヘトモ官のハ官員ノコトト暗ニ心得居候少焉クシテ熊本ニハ神風連山口ニハ前原ノ事起リ候ヘ共間モナク平定終ニ機會ヲ夫シ出京不致候事

一 明治十年一月十八日頃池松豊記ヨリ信書アリ曰九州地方騒然タリ僕彼ノ地ニ赴クナリ君都合ヨクハ出京スヘシトノ趣旨ナリ其頃青森ニ在リテ西郷隆盛追討仰出サレタル旨伝承シ何レニモ天下ノ形勢容易ナラス西郷ノ兵ヲ拳クルヤ一己不平ノ私心ニ出ルカ或ハ当路ノ有司天下ノ大計ヲ誤リ國是ニ関スルヲ以テ其罪ヲ問フヘキ意ニシテ憂國ノ衷情ニイツルカ其原由ヲ探偵シテ正理ニ基キ國民ノ義務ヲ尽サント志シ木村理左衛門野中文八郎高久忠司等ニ談セシニ同意ニ付自分ハ岩手及ヒ仙台ニ掛リ出京シテ其動靜ヲ視察シ帰國ノ上再議スヘキノ約ヲナシ三月七日青森出発イタシ候事

一 明治十年三月頃ト覺ヘ青森県下三戸着当時死亡川村正吉儀ハ自分師匠同様ニ心得兼テ国事ヲ討論セシ人物故前件ノ所思ヲ談スルニ頗ル同意ニテスマヤカニ出京シテ報知スヘシ付テハ諸入費トシテ百円金モ持參セサルヤト相談ナレトモ多分ノ金ハ無用ニ付拾円金ヲ受領シ同所出起致シ候事

一 明治十年三月十八日頃ト覺ヘ岩手県盛岡ヘ到着シ北郡小平村小平真一郎ノ止宿所ヲ相尋ネ西国戦争ノ談ニ相及ヒ候未岩手県下九戸郡宇部村小田為綱ナル者同宿滞留ノ旨同人ヨリ承ハリ為綱モ曾テ自分師匠同様ノ人物ニ付即チ真一郎同伴為綱ヲ訪ヒ西国ノ形勢等頗ル劇談ノ末青森県下三戸八戸最寄村々戸課金馬課金苛酷ニ付民心穩カナラス此ノ機会ニ乘シテ同志ヲ囑集シ隆盛ノ応援ヲ企ルモノアラハ大事ナランナト、咄シ合候処為綱曰ク隆盛ノ興ル所以ハ一己ノ不平心ニアラサルヤ必セリ然リト雖モ天ニ二日ナシ日本政府ノ下豈新政府ヲ置クノ理アラシヤ王師ノ西征誠ニ已ムヘカラサルモアリ然レトモ同是皇帝ノ民也伐テコレヲ尽スモ又何ノ益アラシクノ時ニ及ンテ傍觀坐視スルハ有志ノ忍ヒサルモノアリ故ニ行在所ニ至リ建言シテ西陲ノ干戈ヲ收メント欲スル見込如何トノ議論有之到底同論ニ帰シ爾後兩三回面会ノ末為綱ニ乞フテ我邦ノ地球上ニ於ル云々ノ檄文ヲ認メ貰ヒ自分ハ青森県下及ヒ秋田県下ニ於テ同志ヲ募リ為綱ハ岩手県下ノ同志ヲ集メ然ル後人撰シテ三十名ヲ限り盛岡ニ会合シ協議ノ上十名出京セントノ約ヲナセリ爾ノ時陸中国鹿角郡関上村高橋嘉八郎二面会シ為綱方ヘ同行セシコトモアレトモ前件ノ次第八相談不致候事

一 明治十年四月六日頃秋田県下毛馬内村ヘ參リ高橋忠兵衛方ヘ投宿シ兼テ知合ノ豊口仲之助大森與平ニ彼ノ檄文ヲ一覽セシメ其趣旨ヲ弁論シテ行在所ヘ建白ノコトヲ相勸メ候処同意致シ候右手順ハ明治十年四月二十二日ヲ期トシ三戸ヘ集會協

議スヘキ旨約束イタシ候其後児玉庄次郎平尾吉六高橋嘉八郎ヘモ同様建白ノコトヲ相勸メ候ヘトモ同意不仕青木庄次郎内藤新八郎ヘハ檄文読聞セタルマテニテ同意等相勸メ候儀無之且同所滞在中桜川忠八ヲ招キ岩手県下淨法寺村小田島喜六方ヘ金策ニ差向ケ其序同村小田島末太郎田山村米川儀太郎方ヘ兼テ相談セシ一件ニ付協議可致間來四月二十二日マテ三戸ヘ來ルヘキ旨伝語ヲ托シ差遣シ候事

一 明治十年四月十七日婦村ノ処川村善吉梅内村治梅内長九郎宮永盛岡神貞幹佐藤久治中村宇平治川村定治郎桜川忠八等前後ニ來會イタシ候ニ付当今要路ノ有司施政上其當ヲ得サルヨリ西国ニハ西郷隆盛兵ヲ拳ケ天下ノ形勢容易ナラス国民タル者傍觀坐視スルノトキニアラス岩手秋田青森等ノ同志ト謀リ檄文ノ趣意ヲ以テ行在所ヘ建白シ西征ノ軍ヲ收メント欲ス且兼テ協議ニ及ヒタル三戸地方百姓トモ青森県ヘ税金課金等免除歎願ノ儀ハ宮永盛岡頭取ニテ諸事取計フヘシ國家ノタメ同意セサルヤト相勸メ候処イツレモ同意仕尤川村善吉梅内村治神貞幹中村宇平治ハ建白ノ方ニ與カルヘク宮永盛岡梅内長九郎佐藤久治ハ百姓歎願ノ方ニ與カルヘク桜川忠八ハ其評議ニ如ハラス候尤モ一体ノ手順ハ協議ノコトニ約シ明治十年四月十八日三戸ヘ向テ出起刀劍所持ノモノハ取纏メ三戸ニ送ルノ手順ニ申合セタリ右ハ建白ノ末政府ノ処置ニヨリ何等ノ拳勳ニ相及フ哉モ難計追テ入用ノ期モ可有之ト存シ損シ刀取集メ修覆為致候見込ニ有之候事

一 明治十年四月十八日三戸着山本多吉宅へ投宿シ同月二十三日マテ滞留罷在ル処川村善吉神貞幹梅内村治中村宇平治豊口仲之助内藤新八郎桜川忠八三戸町当時死亡川村正吉同定次郎宮永盛岡等前後ニ来会セリ尤モ桜川忠八内藤新八郎ハ協議ニ加ハラス自分儀弥々同志ヲ募リ出京建白ノコト并三戸地方百姓歎願ノ儀ハ宮永盛岡へ相託シ度事等協議及ヒ候へ共諸事不都合ニ付議論一和セス故ニ右企ハスヘテ相止メタル旨申シ聞セイツレモ一應帰村致<sup>(まき)</sup>タセ候尤モ川村善吉一人ノコシ置右決議ノ次第遅参ノ同志へ相伝ヘサセ申候事

一 明治十年四月二十四日桜川忠八召シ連レ青森ニ向テ出起イタシ候処昨日ノ決議ハ一時ノ權議ニ有之赤心ニ於テハ行在所へ建白ハ勿論百姓歎願ノ事件モ断然相止メタル儀ニ無之故同日五戸駅ニオイテ三浦吉平へ百姓共戸課金等減免ノ議県庁へ歎願可然旨相談セシニ同意ニ付再報ヲ約シ且同所大久保広治へ檄文ヲ見セ建白ノコトヲ談スルニ不同意ニ付深ク相談セス夫ヨリ三本木町へ止宿同所田中直江今泉利秀大村和慶ニ檄文ヲ見セ其趣旨ヲ以テ建白ノコトヲ談スルニ国家ノタメ筋ナレハ同意致スヘキニ付委細ハ木村理左エ門ヨリ可及相談ト申聞ケ相別レ申候事

一 明治十年四月二十六日青森県安方町成田八十郎方へ投宿シ高久忠司外ニ木村理左エ門福原多吉ト申スモ連レ立罷リ越シ同人ハ理左エ門友人ノ由ニテ初メテ来リ西国ノ形勢等談論ノ末彼ノ檄文ヲ以テ相勧メ候処多吉忠司同意殊ニ多吉ハ一日

モ猶予スヘカラス箱館ニハカネテ知己アリ速カニ渡海シテ同志ヲ募ルヘシトノ論ニ付大ニ力ヲ得タリ且高久ハ箱館ニ小田政光ト云ヘル知己アリトテ福原多吉ノ論ニ応センコトヲ書状ヲ以テ促シ多吉へハ旅費并數ノ子買入前金トシテ三円ヲ渡シ翌日出発ノコトニ決セリ然ルニ理左エ門ハ理非ハ兎ニ角今時同志ヲ募ルハ宜シカラストノ論ナレトモ終ニ福原ノ論ニ決定シ其夜ハ何レモ大醉ニテ相別レ明治十年四月二十七日多吉ハ函館ニ出起桜川忠八ハ別事ニテ三戸へ差遣シ候事

一 明治十年四月二十七日ト覺ヘ成田八十郎方ニテ曾テ東京ニテ知合ノ花輪功一郎ニ不図面会谈時元八戸士族堀野宗賀ト申スモノモ居合セ同人ハ初メテノ面会ナレトモ互ニ西国ノ形勢談話ノ末彼ノ檄文ヲ見セ相勧メ候処何レモ同意仕候其翌日相覺ヘ淺野安之進ヘモ同様相勧メタレトモ異論ニ付右企ハ相止メタル旨申断候事

一 明治十年五月六七日ト覺ヘ元弘前士族鳥川三郎ト申ス者ニ初メテ面会西国形勢等談話ノ末彼ノ檄文ヲ見セ前同様相勧メ候処同意仕候同月二十八日兼テ知合ノ女鹿一八ニ面会右建白ノコトヲ勧メタレトモ同意セス山田改一ニモ自分ノ旅舎ニ於テ檄文ヲ一見セシメ建白ノコトヲ談論スレトモ反テ諫メラレ此ノ如キ挙動ハ差控ヘ申スヘキ旨申シ聞ケタリ尤モ平常ノ暴論ト心得タルヤト考ヘラレ候金沢倉吉儀モ自分旅舎於テ檄文ヲ一見セシメタレトモ辭中ニテ其趣旨ヲ了解セサルヤ可否ノ返答ナク日置成章へハ未タ右建白ノ事件相談セス久保田石五

一 郎中村藏之助等同宿罷在候へ共右等ノ事件ハ毫無相談不致事

一 明治十年五月四日梅内村治三戸ヨリ来リ兼テ申シ合セタル

建白ノ一件并新道切開キノ儀ニ付相談有之罷越シ候処用事相

濟花輪功一郎同行明十年五月五日出起セリ明治十年五月六日

秋田県下毛馬内村豊口仲之助兼テ依頼セラレタル訴訟事件ニ

付用向有之来リタルニ付前件ノ都合略申シ聞セ用事相濟三戸

通リ帰村ノ趣ニ付三戸出張ノ花輪功一郎ハ書状ヲ託シタリ該

時黒沢繁治同行青森ニ来リタレトモ何等ノ相談モ不仕候事

一 明治十年五月五日兼テ知ル人栞田善吉来リ隠謀ヲ川村正吉

ヨリ承ハリタル趣ヲ以テ加入致シ度旨相談アレトモ同人ハ輕

拳ノ人物タルヲ心得居ル故左様ノ企無之旨申シ聞タリ且同人

申ニハ今般仙台鎮台ヨリ兵隊青森へ入營ノ管ナリ右ヲ三戸止

宿所ニテ襲撃シテ如何トノ論アリタレトモ戲言ト心得候ニ付

笑テ返答セス尤花輪功一郎三戸出張ニ付同人へノ書状ヲ託シ

且山田改一へモ添状賞受度申ニ付是又書状相渡シ曾テ同人ヨ

リ可受取全額アルニ付遣シ呉候様口上ヲ託シタルノミニテ外

ニ相談セシ儀無之候事

一 明治十年五月十日鳶川三郎俱々弘前ニ於テ同志ヲ募ランタ

メ同行仕自分兼テ知合ノ宇佐美兵馬ヲ訪ヒ檄文ヲ差出シ建白

ノコトヲ談スルニ不肖モノ逆モ及ハサル旨申ニ付何レ熟考シ

テ返答セラルヘキ旨申聞ク其儘相別レ尚滞留罷在ル内明治十

年五月十三日御取押へ相成候事

政ヲ正シ有司ノ罪ヲ彈(まき)トシテ大改革ノ命ヲ四海ニ下サントノ  
見込故大臣若シ排擯シテ容サルトキハ兵力ヲ以テ差迫リ候テ  
モ目的ヲ達スヘキ存意ニ有之統令賊名ヲ蒙ルトモ自分ニ於テ  
ハ已ニ決心罷在候併右ノ存意ハ同志ノ者へモ相洩シ不申候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十一月二十一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十一日

党類二十七人

掛 判 事 浦 春 暉  
判 事 補 山 崎 為 美

岩手県平民

岩手県陸中国九戸郡宇部村

曹洞宗 仙弥事 小田為綱

三十七年

一 自分儀病氣療養トシテ昨明治九年十一月以来岩手県下盛岡  
紙町旅籠屋太田総兵衛方へ滞留罷在候処当明治十年三月日失  
念兼テ知ル人青森県三戸郡関村真田太古儀自分同宿青森県北  
郡小平村小平真一郎ト俱ニ来訪太古私カニ相断ハ青森県三  
戸八戸最寄村々戸課金馬課金等苛税ニ付民心穩カナラス殊ニ  
西国ニ在テハ西郷隆盛兵ヲ拳ケ西国諸県往々之レニ應スル模  
様ニ付此ノ機會ニ乘シテ三戸五戸七戸八戸ニ掛ケ同志嘯集シ  
隆盛ノ応援ヲ企ル者アラハ如何ト申之ニ付自分之レニ答へ候  
ニハ全体隆盛ノ挙動ハ大義名分ノナキ所業ニシテ所謂大逆無  
道トモ可申モノナレハ今其轍ヲ踏ハ甚タ不都合ノ事ニ有之去

リナカラ即今民権更張ノ折柄ニ候ヘハ貴君天下ノ形勢ニ付苟クモ見込ノ筋アラハ政府ニ向テ忌諱ナク申立候義ハ差支有之間敷今愚意ヲ以テ隆盛ノ志ヲ察スルニ他ナシ外国ノ交際五港ノ交易或ハ唐太ノ交換及ヒ地租ノ改正等皆当路ノ有司国家ノ大計ヲ誤ル者ナレハ隆盛ノ拳蓋シ其罪ヲ問フ意ナルヘシ乃チ其国ヲ憂ル情態ハ頗ル憫諒スヘキモノ有之殊ニ其戦ヒ官軍ト云ヒ賊軍ト云フ均シク陛下ノ人民ナレハ実ニ傍勸スルニ忍ヒス依テ今日ノ計ヲナスハ同志申シ合セ速カニ行在所ニ詣リ天下ノ大計ヲ痛論シ有司ノ罪ヲ彈スヘキハ彈シ以テ大改革ノ命ヲ海内ニ下シ西陲ノ干戈ヲ収メ候儀当世ノ急務ト見込候旨辨論イタシ候ニ太古ニ於テハ大ニ服シ今般ノ拳ハ貴君微リセハ殆ト事ヲ誤ルトマテ返答有之且其同志ヘモ相示度由ニテ右廉々文章ニ綴リ呉候様頼談ノ上立帰ル是ヨリ先キ太古儀ハ紙町旅籠屋福田祐康ヘ止宿ノ処右辨論後ハ自分ト同宿ス数日相立其出立ニ臨ミ右文章認メ方頼リニ催促イタシ候間席上筆ヲ取り其需メニ応シ候ヘトモ自分ノ見込ハ唯太古ノ陰謀アルヲ察知シ暗ニ差押ユルノ心得ニシテ毫モ同志ヲ集メ政府ヘ上言スルノ心底ハ無御座候尤モ後日真一郎承ルニ初メ同人モ太古ノ誘導ヲ受ケ其論說ニ服セス候ヘトモ論破ノ力ナク自分ハ伴ヒ来ル由乃チ自分ノ論辨ニハ極メテ同意ノ趣噂イタシ候次第ニ有之右自分ノ心得ハ前頭論破イタシ其暴拳ヲ予防スル手段ノ処前同人モ前非悔悟其方向ヲ改メ候様子ニ付此上別段ノ拳動ハ有之間敷ト存シ其頼談ニ任セ檄文ヲ認メ遣シ候又檄文ヲ相

渡ス節モ自然同志連参リ候ハ、六七名ヲ限ル段談判イタシ置位ニテ敢テ衆ヲ聚ムル心底ニハ無之唯愚意ノ在ル所ハ態ト前同人ノ氣先ニ抗セス漸々之レヲ改良ニ誘キ候目的ヨリ乍恐御政体ノ疵瑕ヲ開陳致シ候ヘ共其実ハ若シ此儘ニ差置テハ今日青森県下ニ於テ人民ノ膏血ヲ地ニ塗ルヤモ計リ難シ寧ロ其手續キニテ其暴拳ヲ差留ムルニ若カスト存スル一念ヨリ不條理ノ檄文ヲ製シ候儀ニ御坐候若シ太古ニテ果シテ多人數引連レ来リ候ハ、向キニ太古ヘ談判ノ廉ヲ押サヘ辨駁仕行兼候ハ、県庁ヘ申上御処分ヲ仰候積ニ御坐候ヘトモ畢竟不勸辨ヨリ按外ノ辨論ヲナシ剩ヘ其事情ヲ檄文ニ製シ遣シ候成迹今更恐入候事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月廿一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十七日  
党類二十七人

掛 判 事 浦 春 暉  
判 事 補 山 崎 為 美  
秋田県平民秋田県第二大区七小区  
陸中国鹿角郡毛馬内村  
禪宗 豊口 仲之助

二十九年十ヶ月

一 自分儀真田太古ト久来懇意ノ処明治十年四月上旬太古儀当村ニ来リ西国ノ戦争等談話ノ末檄文ヲ示シ西郷隆盛ノ兵ヲ拳ル素ヨリ国賊タルヲ免レスト雖モ政府モ亦疵瑕ナキニシモアラソ右檄文ノ趣意ヲ以テ同志ヲ集メ行在所ヘ建白セント欲ス

其手順ハ来ル四月二十二日ヲ期トシ青森県下三戸へ合協議ノ筈ニ付同意セサルヤト勸メラレ同意仕候且同村高橋嘉八郎大森與平へモ太古ヨリ略相談アリシ趣兼テ承知故三戸へ參ルニ臨ミ右兩名ニ面会候処大森與平申シ聞ケ候ニハ兼テ太古ヨリ勸メラレタル建白一件同人ノ咄ノミニテハ信シ難シ君三戸へ赴クナレハ同町当時死亡川村正吉ニ篤ト承ハリ穩カナラサル企ナレハ差控へ然ルヘシトノ相談ニ付承知イタシ明治十年四月二十二日同村内藤新八郎同行三戸へ罷越ヌ途中不凶正吉伴川村定次郎ニ行逢ヒ候処同人申シ聞ニハ貴村ノ同志輩遅キ故高橋喜八郎大森與平マテ迎ニ參ル趣ニ付兩人共參ラサル筈ニ付立戻ルヘキ旨申シ聞ケ同行三戸町へ到リ新八郎ハ知合ノ処へ立寄り自分ノミ川村正吉宅へ到リ談話中太古儀近村ニ參ル由ニテ立寄り委細ハ川村善吉ニ相談可致旨申之ニ付善吉ニ承ルニ何事モ取極リタル儀無之依テ正吉等協議ノ上太古ヲ呼戻シ正吉宅へ善吉等参会ノ上右企差控候事ニ決シ明治十年五月二十四日太古ハ青森へ出起自分ハ帰村仕右ノ次第嘉八郎與平へ申伝候事

一 明治十年五月四日真田太古へ兼テ託シ置キタル訴訟事件ニ付用事コレアリ青森へ參ル処同村黒沢繁次同所見物ニ參リ度由ニ付同行仕明治十年五月六日青森へ參着太古ニ面会ノ上右用事相濟候ニ付三戸通り帰村ノ旨相咄候処太古儀彼ノ建白一件一時見合セタル共追々同志加入既ニ元盛岡士族花輪功一郎モ加入大ニ都合宜シキ旨咄シ合有之同人儀當時三戸出張中ノ

趣ヲ以テ書状ヲ託サレ申候且同所高橋嘉八郎大森與平ノ兩人来ル五月十五日マテニ青森ニ參リ吳候様伝言相託サレ明治十年五月七日青森出立三戸ニテ梅内村治ニ出逢ヒ功一郎へノ書状相託シ明治十年五月十日帰村與平嘉八郎へ太古ヨリノ伝言申シ聞候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月廿四日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十八日  
党類二十七人

判事 浦 春暉  
掛 山崎 為美  
秋田県平民秋田県第二大区七小區  
陸中国鹿角郡毛馬内村  
禪宗 大森 與平  
三十八年十ヶ月

一 自分儀真田太古ト久来知合ノ処明治十年四月上旬盛岡ヨリ帰リノ由ニテ当村へ来リ自分宅ニテ西国ノ形勢等談話ノ末我邦ノ地毡上ニ於ル云々ノ檄文ヲ差出シ此趣旨ヲ以テ同志ヲ募リ行在所へ建白スル見込ニ付同意セサルヤト申之ニ付同意仕候処其後面会ノ節来ル四月二十二日ヲ期トシテ青森県下三戸郡三戸町へ来会可致旨申シ聞同人ハ帰村セリ然ルニ高橋喜八郎豊口仲之助内藤八郎<sup>（新八郎）</sup>ニモ同様太古ヨリ相談アリシ趣ニテ仲之助新八郎三戸へ參ル由承ハリ高橋喜八郎ヲ自分宅へ招キ相談ノ上彼ノ建白ナレハ格別三戸地方百姓トモ青森県庁へ歎願ノ相談ナラハ三戸町当時死亡川本正吉ニ協議シテ相止ムヘク

仲之助新八郎へ申含メ差遣シ候処其後間モナク兩人帰村ニ付相尋候へハ右企ハ先以テ差扣ヘタル趣ニ付右始末委シク承ハリ不申候事

一 明治十年五月五日豊口唯志儀福岡ノ下斗米与八郎ト云フモノ同道何ニヤラ書面セリ其節平尾吉六内藤新八郎モ来リ右書面ヲ閱スルニ真田太古持參ノ檄文ニ之レアリ與八郎儀真田太古ノ企テニ一味セシ故当村ノ人数及ヒ手順等承ハリ度旨申之右檄文ノ末文太古持參ノ檄文ト異ナル故其次第ヲ問フニ実ハ太古ニ面会セス同志ノ杵田善藏ヨリ之ヲ得タリ善藏ハ青森へ行キ私ハ此地へ相談ノタメ出張セリ兼テ同志タルノ証トシテ此檄文ヲ渡サレタリ疑ハスシテ機密ヲ承ハリ度旨懇々申聞唯志ハ戲談半分商法ノ談話罷在申候又盛岡ニハ同志ノ誰ナルヤヲ問フ故小田為綱ナルヘシ委細ハ高橋喜八郎承知ナルヘシ杯ト同坐ノ者共相咄申候翌六日高橋喜八郎自分宅へ參リタル節同人ニ用向アル由ニテ與八郎来リタレトモ何等ノ咄合セシヤ其坐ニ居合サズ始末心得不申候事

一 明治十年五月五日豊口仲之助青森ヨリ帰村ノ節来ル十五日迄ニ毛馬内ノ人々青森へ參ルヘク真田太古ヨリ伝言有之候へ共何等ノ訳ニ候哉解シ兼其儘聞捨置候事  
右ノ通相違不申候以上十年十月十八日

弘前裁判所  
判 事 補 山崎 為美  
掛 判 事 補 春 暉

捕縛明治十年五月十七日  
党類二拾七人

青森県平民青森縣第八大区六小区  
陸奥国三戸郡関村

曹洞宗 勘十郎長男  
榎川 忠八  
十九年六月

一 自分儀真田太古ト久来ノ懇意ニ有之然ニ明治十年三月中旬ト覚ヘ右太古儀盛岡へ參ル途中原村ニテ面会セシニ三戸近傍村々ヲ始メ戸課金馬課金等上納出来兼憫然ニ付百姓共申合減免等ノ儀敷願シテ然ルヘク右ニ付盛岡ニ參リテ不違帰村ノ上相談スヘキ旨一ト通ノ咄合アリ尤モ改テ同意ト不申聞候へ共善惡共太古ノ指揮ニ從フヘクト兼ト決心罷在候事

一 明治十年四月十五日頃ト覚ヘ真田太古儀秋田県下毛馬内村ニ居合セ至急ニ自分參ル様申来リ不取敢同処へ參ル処岩手県下二戸郡浄法寺村小田島喜六方へ參リ金借可致其序喜六弟末太郎并田山村米川義太郎へ伝言可致其訳ハ兼テ相談セシ一件盛岡并毛馬内村同志輩協議ノ上諸事決定致スヘシ依テ本月二十二日マテニハ必ラス関村カ三戸マテ来会可致トノ趣ニ付直ニ浄法寺へ參リ先ツ喜六ニ金借ヲ談セシ処不辨ニ付末太郎へ前件ノ趣申聞同人ヨリ儀太郎ヲ呼寄せ兩人ニ談セシニ郵便等ノ御用ニ付追テ參ルヘキ趣返答ニ付帰村仕候事

一 明治十年四月二十二日兼テ約セシ通り三戸町真田太古旅舎へ參リ川村善吉梅内村治豊口仲之助内藤新八郎等居合セ自分



其協議ノ席ヘ加ハラサレトモ追々承ハルニ略手順決定既ニ太古出発セシ後仲之助新八郎等ヨリ議論起リ到底太古ノ申口取リ留メサルコト計リニテ人数モ不揃ナリシハラク延引スルニ如カストノ再議ニテ太古ヲ呼戻シ太古モ不平ナカラ相止メタル由承ハリ候事

一 明治十年四月二十四日真田太古青森へ出起ノ際同人申ニ從ヒ小使同様同行仕明治十年四月二十六日青森安方町成田八十郎方へ投宿真田太古ト別坐ニ居リ來客ヘ談話ノ次第八承ハラス同二十八日太儀(まよ)至急ニ歸村大向村大向九郎治へ此書状持參ノ上金田受取ヘク且当地ノ都合ヨロシク福原多吉ナル者同志ヲ募ランタメ箱館へ渡海ノ手順ニ付川村善吉梅内村治ニ申聞ヘク出起ノ際木村理左衛門用事アル筈ニ付立寄ルヘク太古申(まよ)之ニ付立ヨリ木村理左衛門ヨリ田中直江行キノ書状(まよ)サレ直ニ出起直江並大向九郎治ニ書状相渡其後善吉村治へ太古口上申シ聞カセシニ村治儀太古ノ口上覺速東ナキ旨ヲ以テ直ニ青森へ出張ノ趣咄合有之候事

右ノ通相違不申候事十年十月三十一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十一日  
兇類二拾七人

掛判事 浦 春 暉

判事補 山 崎 為 美

岩手県陸奥国二戸郡田山村  
平民岩治長男

曹洞宗 米川 儀太郎

十九年

一 自分儀明治十年四月七日頃ト相覺候浄法寺村小田島末太郎ヨリノ書面持參東京出雲町ノ由ニテ真田泰幸ト号シ尋來リ候ニ付一泊為致候処近村ニテ鉢山等有之候ハ、夫々見込相立度扱トノ雜話ヨリ当今人民共政府ノ御政体ヲ如何相心得居候哉且ツ今般西南ニ於テ西郷隆盛新政府ヲ開キ妄リ二千戈ヲ動シ王師ニ抗シ大道無道ト云フヘシ然リト雖トモ西郷ノ此ノ事ヲ拳ルヤ願フニ必ラス朝廷天下ノ大計ヲ誤リ万世ノ大憂ヲ招クノ事アラン仍テ今般弘前庄内等ノ有志ト謀リ岩手県小田仙弥等ト盛岡ニ於テ集会シ俱ニ天下ノ大計ヲ議セント欲ス而シテ同志ヲ募リ廟堂ニ建言シ西陲ノ兵ヲ止メハ果シテ天下ニ裨益スル処アラン扱ト小田仙弥ト認メタル檄文等ヲ差出シタルニ付素ヨリ田山ノ如キハ辺陲殊ニ若年ノ私ニテ当今ノ形勢等ハ深ク可辨様モ無之候ヘトモ天下ノタメ筋ニ相成候儀ト有之兼テ出京ノ上學問研究イタシ度素志ニ候ヘハ幸ノコトト相心得同意イタシ明治十年四月二十日ヲ期トシ來会ノ節同行ノコトニ約シ置キ翌日泰幸ナルモノ鹿角へ発途イタシ候事

一 明治十年四月十五日頃ニモ候哉浄法寺村小田島末太郎ヨリ書面ニハ真田太古ヨリ使者到着ニ付至急參リ可申旨熊夫ヲ以テ申シ來リ候ニ付即日立荒屋村ニオイテ一泊該村戸長下斗米連八大森永助等ニ面会ノ節真田太古ナルモノハ青森県下関村ノ者ニテ元修驗ノヨシ始メテ承知甚タ不審ノ儀ト存シ翌十六日浄法寺村末太郎方へ着イタシ候処太古ノ使ノヨシニテ核川忠八トカ申スモノ居リ合セ申シ聞ニハ本月二十二日ヲ期ト

シ関村カ三戸マテ来会可致趣ナレトモ前条不審ノ次第モ有之ニ付郵便方勘定取調急劇ナル趣ニ託シ相断リ参リ下申其後ノ始末ハ一切存シ不申候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十月廿四日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十二日

党類二拾七人

判 事 浦 春暉  
掛 判 事 補 山 崎 為 美

青森県平民青森第八大区六小區  
陸奥国三戸郡関村

川 村 善 吉

三十八年十一月

一 自分儀真田太古ト久来懸意ニ有之然ルニ同人ハ久々在京明治九年春帰村ノ由ハ承ハレトモ終ニ面会セス明治九年十一月頃ト覚ヘ久々迎面会シ西国筋ノ形勢等談話ノ末太古儀当路ノ有司天下ノ大計ヲ誤リ御政体宜シカラサルヨリ各県有志輩申合せ当路有志ノ罪ヲ實ル論盛ナリ貴君モ碌々安坐セラル、場合ニ無之由一ト通ノ咄合有之候事

一 明治十年四月十七日太古儀秋田県下鹿角郡毛馬内村ヨリ罷帰リタル旨ヲ以テ招キニ付参ル処梅内村治神貞幹中村宇平治宮永盛岡川村定次郎前後ニ来会シ太古儀西郷隆盛ノ兵ヲ拳クルヤ一己ノ不平心ニアラサルヤ必セリ然レトモ日本政府ノ下豈新政府ヲ置ノ理有ンヤ王師ノ西征素ヨリ不可止モノアリトテ我邦ノ地球上ニ於ル云々ノ檄文ヲ差出シ此趣意ヲ以テ行在

所へ建白セント欲ス同意セサルヤト申之ニ付同意仕候処右手順ノ詳細ハ三戸ニテ協議スヘシ来ル四月二十二日ヲ期トシ同所へ来会スヘシ梅内長九郎官永盛岡ハ当地方ニ在テ県税并馬課金戸課金等減免ノ儀青森県庁へ歎願一件尽力イタシ呉候様申聞何レモ夜ニ入退散シ候事

一 明治十年四月二十三日三戸町当地死亡川村正吉宅へ参ル処

(まま)

秋田県下鹿角ノ豊口仲之助内藤新八郎居合せ申聞ニハ真田太古過日毛馬内ニテ咄ニハ三戸近傍ハ有志輩数十名奮発シ最早青森へ発足ノ趣其手順為協議出張セシ趣申聞依テ考フルニ太古ノ咄合ト豊口輩ノ申処ト大ニ齟齬シ不分リニ付同人同行太古止宿所へ参リ太古ニ相談スルニ諸都合相整ヒ弘前ニモ同志多人數アル趣ナレトモ其実績ナク到底取留メサル咄合ノミニ之レアリ川村正吉宅へ往来協議ノ末人數ハ勿論其手順調ハサルヨリ右企テ相止メルコトニ決定真田太古ハ不平ノ様子ナレトモ桜川忠八ヲ引ツレ四月二十四日青森へ向テ出発シ自分ハ太古ノ申ニ任セ而三日居残り追々来会ノ輩ニ前件申伝ヘノ筈ニテ出起差扣四月二十六日頃帰村其後老ノ倉銅山へ参居申候事

一 明治十年五月十日老ノ倉銅山ヨリ罷帰リ梅内村治ヲ訪フニ村治申ニハ先頃桜川忠八青森ヨリ帰来リ真田太古青森ニ於テ兼テノ企都合ヨロシトノ趣ニ付罷越承ハルニ追々人物加入セリ既ニ盛岡ノ元土族花輪功一郎モ加ハリ同志ヲ募ランタメハ戸ニ向テ出起セリ尤モ当地ノ儀ハ都テ花輪功一郎ノ報知ヲ待

テ進退スル趣承ハリ帰村致シ申候事

一 明治十年五月十二日右一件如何相成候哉ト問合セノタメ三戸町当地死亡川村正吉宅へ罷越候処既ニ花輪功一郎御取押暫クシテ川村定次郎自分モ御取押相成申候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十一月廿一日

弘前裁判所調

自首明治十年九月十四日  
覚類二拾七人

掛判事浦 春暉  
判事補 山崎 為美  
青森県平民青森縣第八大区六小区  
陸奥国三戸郡山口村  
曹洞宗 梅内 村治  
三十二年二ヶ月

一 自分儀真田太古ト久来懇意罷在候処明治十年四月十七日同人儀帰村ノ趣報知有之ニ付神貞幹同道罷越候処梅内長九郎宮永盛岡佐藤久治桜川忠八等居合セ太古儀当今当路ノ有司施政上其当ヲ得サルヨリ西国ニハ西郷隆盛兵ヲ拳ケ天下ノ形勢不容易国民タル者傍觀坐視スルノ時ニアラス岩手秋田及ヒ青森弘前八戸等ノ同志ト謀リ別紙檄文ノ趣意ヲ以テ行在所へ建白シ西征ノ軍ヲ収メシメント欲ス同意セサルヤト申之ニ付同意仕候尚兼テ協議ニ及ヒタル三戸地方百姓トモヨリ青森県庁へ県税并戸課金馬課金等免除ノ儀歎願ノ事ハ宮永盛岡梅内長九郎等へ尽力有之度旨咄合アリ其策略ハ我方寸ニアリ何レ来ル四月二十二日三戸ニテ諸事決定スヘシ刀劍ハ事ニ依リ入用モ

難計ニ付持参イタスヘク太古申之ニ付兼テ拵ヒ直シ貫約東有之一本差シ遣シ申候該時川村定次郎中村宇平次桜川忠八等モ居合セタレトモ右相談ノ席ニハ不加候事

一 明治十年四月二十二日三戸町山本太古宅ニ太古止宿ノ趣ニ付参ル処百姓歎願ノ手順整ハス同夜川村正吉宅へ参リ種々談論ノ末右企ハマツ止ムルコトニ決定シ明治十年四月二十四日太古ハ青森へ向ヒ出起仕候事

一 明治十年五月四日太古ト兼テ申合セタル建言一件并三戸ヨリ秋田へ新道切開キノ儀ニ付相談有之太古止宿所青森安方町成田八十郎方へ参ル処右相談相濟翌五月五日出起ノ際建白一条ニ付同志ヲ募ランタメ花輪功一郎三戸地方へ出張ノ趣ニ付一同青森出起自分ハ三戸へ帰リ功一郎ハ八戸へ罷越申候事

一 明治十年五月十日川村善吉参リ候ニ付自分儀頃日青森ヨリ帰リタリ太古青森ニテ同志ヲ募リ兼テノ企都合宜シ且ツ盛岡元士族花輪功一郎モ加リ同志ヲ募ランタメ八戸ニ出向セリ当地方都テ同人ノ報知ヲ待テ進退スル趣申聞セ候承知ノ上一先帰村致シ申候事

一 明治十年五月十二日花輪功一郎儀三戸ニテ御取押ノ趣承ハリ兼テノ企覚セシコトト相心得直ニ逃走シ所々潜伏罷在候処嚴重御搜索ノ趣承ハリ明治十年九月十四日青森県警察署田子分署へ自首仕候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十一月廿一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十三日  
覚類二十七人

判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

青森県管内陸奥国三戸郡山口村平民  
曹洞宗 梅内 長九郎  
五十二年六ヶ月

一 自分儀真田太古ト久来ノ懇意ニ之レアリ明治十年四月十七日同人秋田県下ヨリ帰村セシ趣承ハリ用事之レアリ参リ候処宮永盛岡神貞幹佐藤久治居合セ太古申ニハ当節戸課金馬課等上納出来兼不容易小前ノ者トモ難儀ナルノミナラス此通ニテハ到底百姓共立行兼依テ一統申合県庁ヘ歎願書差出スヘキ旨申之ニ付百姓ノタメニ相成ル儀ニ付同意仕候処尚其期日願書等ハ青森ヘ参リ候上決定通知可及旨相談ニ付報知ヲ待居リ候ヘトモ其後何ノ音信無之候事  
左ノ通相違不申上候以上十年十月六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十四日  
覚類二十七人

判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

青森県士族重信父隠居青森県第八大区五小区陸奥国三戸郡三戸町宮永源助同居  
曹洞宗 宮 永 盛岡  
六十九年五ヶ月

一 自分儀真田太古ト三戸ヨリ秋田県下新道開鑿ノ申合ニテ懇意ニ相成リ明治十年四月十六日同人儀秋田県下鹿角ヨリ罷帰ル趣伝承同日太古宅ヘ参ル処未帰ニ付一泊シ翌十七日同人帰宅ニ付四方山ノ咄ニテ其夜自分相休ミタリ同夜十二時頃ト覚ヘ次ノ間ニテ人語相聞ヘ聞モノナク太古儀自分ヲ喚起スル故其席ニ参ル処川村定次郎桜川忠八中村宇平治川村善吉梅内長九郎梅内村治居合セ太古儀今般秋田県下鹿角並岩手県下福岡ノ同志申合政府ヘ建白ノ筈ニ付貴老ト三戸ノ川村正吉秋田県下ノ豊口唯志ハ留主居シテ三戸地方百姓歎願ニ尽力下サレタシト申聞其趣旨及ヒ手順ハ承ハラストイヘトモ今日ノ御政体自分モ兼々不平ニ付其意ニ隨ヒタリ翌十八日太古ハ三戸ヘ向ケ出起ノ際自分ハ居残り三戸ヘ刀ヲ持參致ス可キ旨相談タレ滞在中刀荷箇方等太古弟竜八手配仕明治十年四月二十二日刀ヲ菰ニ包ミタルヲ乗下ニ致シ駄送三戸町山本太吉宅ニテ太古ニ相渡シタリ其日太古ノ申ニハ過日相談ノ通先生ハ居残り百姓歎願ニ尽力方託サレタレトモ老人モノ其任ニ当ラスト辞退シタリ右ハ如何ニモ宜シカラサルコトト心付當時死亡川村正吉ハ老人ニ付同人ハ相談何分相止メサセタク明治十年四月二十三日右正吉宅ヲ訪フニ不在ニテ面会セス帰途面会自分存意談示ノ処右ハ太古ト談論シ止メサセタリト申之ニ付安心仕翌二十四日太古止宿ヲ訪フニ桜川忠八中村宇平治豊口仲之助内藤新八郎居合セ俱々酒宴中ニテ太古ハ川村正吉ヲ評シテ昔軍学者流取ルニ足ラス不同意ナレハ獨立シテ事ヲナサント申シタ

リ即日太古忠八ハ青森へ向キ出起セリ其後右企ハ相止ミタルコトト心得居ル処明治十年五月十二日三戸町山本太吉宅ニテ同人並花輪功一郎ト云クモノ御召捕ノ趣伝承シ右事件露頭ニ及ヒタルコトト心付刀ヲ菰包ニイタシ置候テハ一体ノ事状心得サル太古迷惑ニ可及ト心得同人宅ノ畳下ヘカクシ置候其後四月十四日他行中留主宅<sup>(キヌ)</sup>へ巡查御差向ノ趣伝承シ直ニ三戸警察分署へ罷出御召捕相成候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月廿三日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十六日  
党類二拾七人

掛 判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

岩手県士族青森縣第八大区陸奥國  
三戸郡山田村農日沢仁太方寄留  
神葬祭 神 貞幹  
三十五年八月月

一 自分儀真田太古久来ノ懇意ニ之レアリ明治十年四月十七日同人ヨリ中村倉之助ヲ以テ招ニ付梅内村治同行ニテ参リタリ然ルニ梅内長九郎佐藤久治宮水盛岡居合セ太古儀当今当路ノ有司施政上其当ヲ得サルヨリ西国ニハ西郷隆盛兵ヲ拳ケ岩手秋田及ヒ青森県下弘前八戸ニモ同志アリ別紙檄文ノ趣意ヲ以テ同志ヲ募リ行在所へ建白セント欲ス如何ト申之ニ付其辨論ノ趣旨尤ナルコトト心得同意セリ尚梅田長九郎ハ本村ニ居残り百姓歎願ヲナスヘシ其名トシテ願クヘキ条件ハ戸課金馬課

金等免除額然ルヘシ杯咄合アリ其策略ハ我方寸ニアリ君モ青森へ行クヘシ何レ三戸ニテ決定スヘシ刀劍ハ事ニヨリ入用モ難計ニ付有合ノ分持参イタスヘク太古申之ニ付四月二十一日刀一本太古宅へ差送り申候事

一 明治十年四月十八日太古儀三戸へ向テ出起シ自分ハ同二十三日三戸町太古旅舎山本太吉宅へ参ル処太古并秋田県下鹿角ノ姓名存セサルモノ二名并岩手県下山田村ノ秀藏居合セ太古儀兼テノ企手順調ハサル故相止メタリト申ニ付翌二十四日太古并桜川忠八青森ニ向テ出起自分ハ帰宅仕候事

右ノ通相違不申上候十年十月三十一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十八日  
党類二拾七人

掛 判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

青森県士族青森縣第八大区六小区  
陸奥國三戸郡石亀村  
真宗 佐藤 久治  
三十二年

一 自分儀真田太古ト明治十年二月頃ヨリ知合ニ相成リ然ルニ明治十年四月十七日中村倉之助ヲ以テ太古ヨリ招キニ付午後八時頃参ル処川村善吉神貞幹宮永盛岡梅内村治同席シ飲酒罷在太古儀自分へ向ヒ申候ニハ県税及ヒ馬課金戸課減免等ノ儀百姓トモ一統集會歎願イタスヘク尤モ県官又ハ兵隊来リ之ヲ拒ムニ於テハ飽マテ歎願スヘシ宮永盛岡担任ノ筈ナリ国家ノ

タメ同意セサルヤト相談ニ付同意仕候尤右手順ノ詳細ハ来ル二十三日秋田県下鹿角ノ者トモヲ始メ同志輩三戸へ来会ニ付協議決定スヘシト其夜ハ罷歸リ申候其後兩三日ヲヘテ損シ脇差一本太右宅へ差送り候事

一 明治十年四月二十三日申合ノ通り三戸町へ參ル途中太古弟真田竜八ニ面会ノ処彼ノ一件ハ差支アリテ止メタリ帰宅セサレハ不都合ノ旨申ニ付直ニ帰宅兩三日ヲ経テ川村善吉来リ三戸町ニテ過日相談相止メタルハ諸事手順調ハス不同意ノ輩アルニヨリ相止メタル由咄合アリ其他ノ始末ハ一切心得不申候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月三十一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十三日  
覚類二拾七人

判事 浦 春暉  
掛 判事 山崎 為美

青森県平民青森県第八大区六小区  
陸奥國三戸郡関村

曹洞宗 中村 宇平治

三十五年八ヶ月

一 自分儀同村真田太古ニハ兼テ厚ク世話ニ相成リ候故總テ同人申事ハ順從罷在候然ルニ明治十年四月十七日秋田街道ニテ同人秋田県下鹿角郡毛馬内村ヨリ歸リノ旨ヲ以テ面会ノ処今夜私宅へ參ルヘク申ニ付其夜同人宅へ參ル処川村善吉神貞辭川村定次郎桜川忠八梅内村治宮永盛岡前後ニ来会シ何事カモ

評議之レアリ何カモ自分ハ分り兼スレトモ軍ニ參リ申ヘク太古申ニ付老人アリ活計向迷惑ニ付不同意ノ段相答候処活計向杯ハ私引受按スルニ及ハスト申ニ付其意ニ隨ヘ其折ノ咄合ニハ同志ヲ募リ政府へ建言スルトノ趣ニ有之太古ハ翌十八日三戸へ向キ出起シ自分刀所持ナラハ宮永盛岡三戸マテ持參ノ筈ニ付弟竜八へ相渡スヘクト申ニ付有合ノ損シ刀大二本小一本太古宅へ持參セリ尤モ右ハ太古手元ニテ修覆致シ候由兼テ承リ居候事

一 明治十年四月二十二日三戸町山本太吉宅ニ太古止宿ノ趣ニ付參ル処太古并真田竜八川村善吉桜井忠八豊口仲之助内藤新八郎居合何カ協議ノ末先ツ太古并忠八ノミ參ルコトニ決定ノ模様之レアリ明治十年四月二十三日太古并忠八出発ス然ルニ同夜三戸町川村正吉宅へ梅内村治川村善吉豊口仲之助内藤新八郎參リ種々議論ノ末手順調ハサルニ付右企テハ相止メルコトニ決定ノ由伝承自分ハ其席ニ參リ申サス候翌二十四日太古忠八三戸近村大向村ニ滞留ノ趣ニ付飛脚ヲ以テ呼ヒ戻シ右議論申シ聞ケ同人モ止ラ得サル旨ニテ其議ニ決セリ依テ即日太古忠八青森へ向出起ス自分ハ太古ヨリ火薬一袋私宅へ持參イタシ呉レヘク託サ候ヘトモ序無之自分所持罷在候其後自分ハ夏坂銅山へ稼キニ參リ明治十年五月十一日石亀村へ暫時參リ居候内御取押相成候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月三十一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十二日  
党類二十七人

掛 判 事 浦 春 暉  
判 事 補 山 崎 為 美  
岩手県土族当時青森県第八大区五  
小区陸奥国三戸郡三戸町寄留亡正  
吉長男  
神葬祭 川村 定次郎  
十七年九ヶ月

一 自分儀真田太古ナル者亡父正吉ト懇意ニテ度々来リ今日ノ  
政体ヲ可否シ種々討罷<sup>(まじ)</sup>在ル処明治十年三月十日頃ト覚ヘ不  
図罷越シ亡父正吉ト例ノ如ク国事ヲ討論シ何カ私語キ自分ハ  
其座ニアラサル故事実ハ心得不申候ヘトモ何カ陰謀有之事ト  
想像罷在候該時亡父正吉儀太古ニ向ヒ百円金モ持参スルヤト  
申セシニ拾円金ニテ宜シキ由ニテ受取り盛岡ニ向テ出發致シ  
候事

一 明治十年四月十七日真田太古ノ宅ヲ訪フニ幸ヒ秋田県下毛  
馬内村ヨリ帰り来リ居リ合セ我邦ノ地球上ニ於ル云々ノ檄文  
小田為綱認メタル由ニテ差出シ盛岡并田山浄法寺秋田県下毛  
馬内村同志申シ合セ行在所へ建白ノ筈ナリ且ツ三戸地方百姓  
歎願ノ儀ハ宮永盛岡ヲ統取ニ依頼スル等種々談論有之候尤モ  
政テ同意ト不申聞候ヘトモ兼テ同志ニ付来リ四月二十二日ヲ  
期トシテ三戸町へ来会シテ諸事決定ノ約ヲナシ太古ハ三戸へ  
行キ自分ハ居残り刀ヲ取アツメ桜川忠八等俱々荷造リノ上宮  
永盛岡ヲ以テ三戸へ差シ送り自分モ帰宅仕候処毛馬内村ノモ

ノ来会遅延ニ付迎ヒニ参ルヘク相談ノ上四月二十三日高橋嘉  
八郎大森与平宛ノ書状ヲ持参ノ途中ニテ豊口仲之助内藤新八  
郎ニ行逢ヒ承ハルニ嘉八郎与平ハ参ラサル趣ニ付途中ヨリ罷  
歸リ申候然ルニ同志ノモノトモ来会協議ノ処太古ノ申処曖昧  
ニ属シ何事モ取り極ラサル故亡父正吉儀太古ニ向ヒ輕拳シテ  
事ヲ過ランヨリ寧ロ断念スルニ如カストノ論ニ決シタレトモ  
自分ニ於テハ太古儀桜川忠八ヲ召連レ青森へ向ケ出起セシ故  
暫ラク延引ト相心得居候事

一 明治十年三月三十日福岡町枳屋善藏罷越シ同車シテ田子村  
真清神社へ参詣ノ途中真田太古隠謀有無頻リニ尋問セラレ終  
ニ右一件談話セシニ相違ナシ然レトモ興ニ乘シ彼カ問ヒニ隨  
ヒ同志輩岩手秋田等ニ数百アリ太古儀青森ニアリテ同志ヲ募  
ル最中ナリ尤モ太古一応帰村ノ上手順決定スル筈ナト、事実  
心得サレトモ詐テ申聞セ候事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月廿一日

弘前裁判所調  
掛 判 事 浦 春 暉  
判 事 補 山 崎 為 美

捕縛明治十年六月一日  
党類二十七人

青森県第八大区一小区  
陸奥国三戸郡五戸町  
浄土宗平民 三浦 吉平

一 自分儀旅籠屋渡世罷在真田太古ハ度々止宿セシヨリ自然知

合相成り明治十年四月二十四日右太古并桜川忠八雇仕度ニ立  
寄り種々談話ノ末太古儀此度有志ノ者トモ申シ合減稅等ノ儀  
県庁へ願書差出サントス同意セサルヤト申聞ニ付當時病氣ナ  
レトモ全快ノ上ハ御報知次第何方へナリ參リ尽力スヘシト返  
答セリ病中故其手順詳細ハ承ハラス追テ決定ノ上通知ノ約ニ  
テ相別レ其後何等ノ報知無之候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十月六日

弘前裁判所調

喚問明治十年五月十七日  
党類二十七人  
喚問明治十年五月十七日  
党類二十七人  
喚問明治十年五月十七日  
党類二十七人

判事 浦 春暉  
掛判事補 山崎 為美  
青森県第七大区四小区  
陸奥国北郡三本木町

神祭 土族 大村 和慶  
神祭 土族 田中 直江  
四十二年九月  
四十六年五月  
真宗 土族 今泉 利秀  
六十年一月

一 自分共儀明治十年四月二十四日直江方へ真田太古ト申者来  
リ我邦ノ地球上ニ於ケル云々ノ檄文差出シ右ニ付御相談申シ  
度明日三本木町旅舎へ參リ呉レヘクト申ニ付翌日自分トモ三  
人申シ合參ル処太古ナルモノ右檄文ノ趣旨ヲ以テ建白スルニ  
付同意ナレハ助力イタシ呉レヘク相談ノ処何ニカ事状怪敷ニ

付到底同意スル念慮之レナキ故其手順等モ承ハラス勤王ノ道  
相立候儀ナレハ同意可仕ト相答候処委細ハ追テ木村理左エ門  
ヨリ申越スヘシ由ニテ相別レ候其後木村理左エ門ヨリ書状ヲ  
以テ過日真田太古ヲ以テ御相談ノ一件如何イタシ候哉承知仕  
度青森県へ罷越シ呉レ候様申来リ候ヘトモ出張ハ六ヶ敷都合  
次第參リ呉候様返書遣シ候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十月六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十八日  
党類二十七人

判事 浦 春暉  
掛判事補 山崎 為美  
岩手県土族岩手県第一大区四小区  
東安庭村二十番地青木茂第

宗旨不詳 青木 多見人  
三十二年

一 自分儀明治三年九月下旬日不覚無届ニテ国元出明治三年十  
月函館へ着鶴岡町米田市蔵方へ止宿明治四(明治)五月コロ住吉町四  
十五番地中原儀右衛門方へ參リ青森県下津輕郡柳屋善吉ノ一  
子柳屋多吉ト偽称シ津輕ニテ一家死絶難波ニ付尋来リタリ引  
取り呉レ候様申入レタル処儀右エ門早速承諾セリ其子細ハ其  
頃懇意ニセン中新町相島為太ト申者ヨリ承ハルニ中原儀右エ  
門ノ弟津輕表ニアリ一家ヲ為シ居ル柳屋善吉ナルモノ一家死  
亡シ一子多吉ノ行衛不知其年令二十年ナリト聞居ルコトモア  
ルニ依リ其者ナリト偽ラハ儀右エ門方ニテ世話致シ呉レヘク



ト忽チ不良ノ心ヲ生シ右ノ如ク欺キ儀右工門ノ子タルコトヲ  
 得タリ其頃聞モノナク福原久右工門養子トナリ夫レヨリ以来福  
 原多吉ト相唱ヘ其儘入籍セリ爾來所々ニ雇ハレ或ハ縫<sup>(まき)</sup>紬<sup>(まき)</sup>渡世  
 ヲナシ又ハ仕立職ニ雇ハレ居リ明治九年十一月十日青森県下  
 青森大町南部治兵衛方ニ雇ハレ居タリ然ルニ明治十年四月二  
 十六日午後八時頃兼テ知合ノ木村理左衛門来リ遊ヒナカラ安  
 方町ヘ参ルヘク申スニ付同行木村理左衛門ハ途中別ニ用事ア  
 リトテ暫時相別レ自分ノミ先ニ真田太古方ヘ参ルヘク申ニ付  
 其意ニ随ヒ夫レヨリ真田太古旅舎ヘ参リ同人ニ初面会ノ挨拶  
 落談話中間モナク木村理左衛門追々高久忠司モ参リ四人ニテ  
 飲酒シ四方山ノ咄合ヨリ西國ノ形勢談ニ及ヒ自分儀此度ノ戦  
 争ニテハ國費ノ衰耗突ニ歎息ナリ殊ニ皇國ニ於テ惜ムヘキ人  
 物ヲ多ク死ニ至ラシムト申セシヲ太古聞取リテ惜ムヘキ人物  
 トハ誰ナルヤト問ヒタリ自分西郷ノ如キヲ云フト答ヘタリ然  
 ルニ真田太古儀西征ノ軍ヲ収メシムル様行在所ヘ建白セント  
 既ニ同志ト此事ヲ謀レリ同意スヘシトテ檄文ヲ出シテ示タリ  
 自分醉中ナレハ三四行ヲ繞過キ其趣旨深識別セサレトモ卒爾  
 ニ同意セリ其後熟慮スルニ右様ナルコトニ同意シ後難モ難計  
 ト悔悟ノ念起リ一策ヲ設ケ箱館ニハ知巴モ多分ニ付同所ヘ渡  
 海シテ同志ヲ募リテハ如何ト談セシニ頗ル同意ニテ速カニ渡  
 海シテ尽力スヘシト太古申聞木村理左衛門ハ輕卒<sup>(まき)</sup>ニ同志ヲ募  
 ル宜シカラス杯議論モアリタレトモ自分ノ論ニ相決シ且太古  
 儀同所ニ於テ數ノ子買入レ呉レヘク咄合ニ之レアリ然ルニ自

分ハ旅費乏シキ故數ノ子買入レノ内金ト見込ミ金三円受取リ  
 其夜ハ何レモ大醉ニテ相別レタリ翌四月二十七日朝木村理左  
 衛門来リ高久忠司ヘ同行スヘク申ニ付同行セシニ道ニテ昨夜  
 ノ談話ニハ箱館ニイタリ同志ヲ募ル由宜シカラスト申故突ハ  
 外ニ用事モアリ参ル趣相咄シ夫レヨリ高久忠司方ヘ参リ格別  
 ノ咄合ハ之レナク木村ハ罷歸リ高久同行太古方ヘ参リ飲酒ノ  
 際高久書状ヲ認メ小田政光方ヘ持参同志ニ引入ルヘク尤モ金  
 ノ入用ナレハ同人ニ相談可致旨申聞太古モ尽力スヘキ旨申聞  
 四月二十七日箱館ニ向ケ出航セリ同月二十九日ト寛<sup>(まき)</sup>太古方ヘ  
 數ノ子当方ニハ相応ノ品之レナク不日福山ヘ行キ上品多分買  
 入ノ見込云々書状差立候其後ハ素ヨリ同志ヲ募ル真意ニアラ  
 サル故仕立職稼居候処御取押相成候事  
 右ノ通相違不申上候以上十年十一月十二日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十二日  
 党類二十七人

- |                 |                 |         |
|-----------------|-----------------|---------|
| 判事              | 浦               | 春暉      |
| 掛判事補            | 山崎              | 為美      |
| 岩手県平民岩手県第一大区三小区 | 陸中国岩手郡志家村ノ内字生姜町 | 八十五番借家  |
| 神葬祭             | 花輪              | 功一郎     |
|                 |                 | 二十三年十ヶ月 |

自分儀貸金催促且商法ノタメ明治十年二月二十一日盛岡出  
 起シ同月二十八日青森県下八戸ヘ参リ明治十年四月一日マテ

滞留夫レヨリ箱館ヲ志シ明治十年四月四日青森町へ来リ滞留然ルニ明治十年四月二十六日三戸郡関村真田太古来リ青森安方町成田八十郎方ニテ同宿同人ハ先年東京ニテ知合ニ付互ニ談話ノ末明治十年四月二十七八日頃ト覚ヘ太古儀我邦ノ地球ニ於ル云々ノ檄文ヲ見セ之ヲ以テ盛岡小田為綱ヲ始メ其他秋田県下鹿角并青森県下三戸地方同志輩申合せ一同出京シ右檄文ノ趣旨ヲ以テ政府へ建白ノ管ナリ同意セサルヤト喋々辨論ニ付至極尤ノ企ト存シ同意致シ候事

一 明治十年五月四日午後浜町ニテ日置成章ニ面会ノ処兼テ太古ヨリ依頼セラルル訴訟事件ニ付三戸へ出張ノ事ニ決定今晩ハ離杯ノタメ太古止宿所へ参ル管早々罷帰ルヘク申之ニ付直ニ帰り候処真田太古梅内村治久保田石五郎三人ニテ飲酒罷在自分モ其席ニ連リ候処自今父ハ旧盛岡藩ノ家老職ニテ三戸五戸地方ニ旧知行所モアリ同地方ニ向テ同志ヲ募ルヘク太古申之ニ付其意ニ随ヒ明治十年五月五日出起ト相決候事

一 明治十年五月五日梅内村治同行青森出発同月六日七戸止宿同所山田改一ハ同志ニ付旅費乏シケレハ同人ヨリ借り受クヘク太古ノ咄合ニ付改一ヲ旅舎へ呼寄セ村治儀箱館ノ福原多吉ヨリ太古へ到来ノ書状ヲ出シテ改一ニ一見ナサシムルニ了解セサルヤ黙シテ返答セス尚太古ノ口上ヲ以テ金談ニ及フ処一面識ノ方ニテ貴意ニ随ヒ兼テ尤モ太古ト取組ミタルコトナシ同人ノ含ミ違ナルヘシト申之ニ付其儘相別レ候事

一 明治十年五月八日八戸へ参着シ堀野宗賀ノ帰ルヤ否ヲ問フ

ニ未タ帰着セス依テ翌九日兼テ堀野宗賀ヨリ咄合ノ小幡茂周ヲ元中寺へ呼寄セ堀野宗賀ヲ以テ相談セシ一件如何ト問フニ何等ノ相談モ之レナキ旨申之尚彼ノ檄文ノ趣旨相咄シ同意セサルヤト種々談スレトモ終ニ同意セス其儘相別レ明治十年五月十一日八戸出起三戸へ参着候処翌十二日同所ニテ御取押相成候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月廿一日

判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

自首明治十年五月十一日  
党類二十七人

青森県士族青森県第九大区二小区  
陸奥国三戸郡八戸柏崎新町  
曹洞宗 堀野 宗賀  
四十年五月ケ月

一 自分儀弘前裁判所御用ニ付青森町滞在中花輪功一郎ト懇意ニ相成互ニ往来罷在候処右功一郎同宿真田太古ナル者明治十年四月二十七日始テ面会シ其席ニ功一郎モ居合セ種々談話ノ末太古儀西郷隆盛ノ兵ヲ拳クルヤ当路ノ有司施政ノ当ヲ得サルヨリ政体ヲ一変セントノ意ナルヘシ彼レ志ヲ遂クルニ於テハ政体ハ元ヨリ封建タルヘキハ必然ナリ果シテ今日ノ如キ士族ノ窮迫ハナカルヘシナト談論ノ末我邦ノ地球上ニ於ル云々ノ檄文ヲ差出セシ故一見スルニ如何ニモ尤モナル儀ト心得深ク思慮モ不仕同意シ其策ヲ問フニ各県同志ノモノ多分ニ付一

同申合せ行在所へ建言シ征討ノ軍ヲ収メシムル見込ナリ故ニ  
 八戸ニ於テモ同志ヲ募ルヘキトノ相談ニ随ヒ外ニ用向モ之レ  
 アリ明治十年四月二十八日青森出起翌二十九日帰宅セリ然レ  
 トモ重大ノ事件卒爾ニ他人へ相談イタシ兼僅ニ一泊ニテ用向  
 相済明治十年五月一日青森ニ到リ翌二日太古ノ旅舎ヲ訪ヒ右  
 一件親類小幡茂周ニ相談セシニ至極同意ナレトモ過日巡查招  
 募ノ命ニ一人モ応セスシテ右企ニ同意シ人数ヲ動シテハ県庁  
 ノ嫌疑アルヘシ既ニ事ヲ拳ケタル上ハ多人数応スルモノアル  
 ヘシト申セシ趣程能ク偽リ返答セリ実ハ小幡茂周へ相談不仕  
 候其後裁判所御用済ニ付明治十年五月九日帰村ノ際太古方へ  
 立寄ル処此節花輪功一郎儀同志ヲ募ランタメ三戸へ出張セリ  
 諸事同人ト協議シ同志ヲ募ルヘク其事ヲ拳ル期日及其手順ノ  
 詳細ハ追テ決定シテ通知ニ及フヘシト申之ニ付同日出起途上  
 熟考スルニ甚以テ宜シカラサル企ト悔悟三戸へ立チヨラス翌  
 十日帰宅ノ処花輪功一郎八戸へ来リ自分ヲ相尋タル趣承リ愈  
 ヲ々不易儀ト心得明治十年五月十一日夜警部橋川賢治旅舎へ  
 罷出前件ノ次第自首候処同官ノ命ニヨリ巡查一同三戸迄出張  
 シ花輪功一郎御取押ノ節先立仕候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月十五日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十三日  
 党類二十七人

掛判事 浦 春暉  
 判事補 山崎 為美  
 青森県管内陸奥国津軽郡弘前茂森  
 新町士族  
 曹洞宗 葛川 三郎  
 二十四年五月

一 自分儀青森町寄留罷在秋田県下高久忠司ト懇意ニ相成其縁  
 ヲリシテ同人知己真田太古ナル者ノ旅舎ヲ訪ヒ明治十年五月  
 六日七日ノ頃ト覚ヘ始テ面会仕リ西国戦争ノ景況等談論ノ  
 末同人儀我邦ノ地球上ニ於ケル云々檄文ヲ差出シ之ヲ以テ岩  
 田県下秋田県下并青森県下三戸近傍同志輩申合せ行在所へ建  
 (まき)  
 白スル約ナリ同意セサルヤト相談ニ付尤ナル儀ト同意仕候事

一 明治十年五月十日太古俱々申合弘前ニ於テ同志ヲ募ラント  
 同人同行弘前へ参リ夫々配意中同月十三日取押相成候尤加入  
 後日浅クシテ一体ノ手順等未タ委敷承リ不申候事右ノ通相違  
 不申上候以上十年十月廿一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十二日  
 党類二十七人

掛判事 浦 春暉  
 判事補 山崎 為美  
 青森県平民青森県第八大区六小区  
 陸奥国三戸郡関村太古弟  
 禪宗 真田 龍八  
 二十三年六ヶ月

一 自分儀兄太古ト同居ノ処身持宜シカラサルヨリ勘当ヲ受クル程ノ場合漸ク許サレ兄他行中ハ家事向ヲ始メ諸事川村善吉ニ聞合セ取計フヘク申付ラレ居ル身分故今般陰謀ノ始末兄ヨリ相談之レナク候ヘトモ明治十年四月十七日兄太古儀秋田県下鹿角ヨリ帰村ノ際川村善吉梅内村治梅内長九郎神貞幹桜川忠八佐藤久治宮永盛岡川村定次郎前後ニ来会シ西国ノ軍ヲ止メサスル建白ヲ企ルトカ或ハ百姓共青森県庁ヘ歎願ノ筋アリ宮永盛岡梅内長九郎統取トナル等ノ談話次ノ間ニテ洩レ聞ヘタレトモ其詳細ハ知ラス其後梅内村治等ヨリ脇差差送ルニ付自分并忠八定次郎俱々荷造ノ上忠八ノ馬ヘ付ケ宮永盛岡ヲ以テ三戸ヘ送ル手配仕候事

一 明治十年四月二十三日三戸村太古宿所ヘ參ル処川村善吉梅内村治神貞幹桜川忠八中村宇平治内藤新八郎豊田仲之助田山村ノ秀藏前後ニ来リ何カ相談ノ様子追テ前件ノ企ヲ相止ミタル旨川村善吉ヨリ承リ候太古ハ翌二十四日桜川忠司同行青森ニ向テ出越シ自分ハ帰村致候事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月十日

弘前裁判所調

判事 浦 春暉  
 掛 判事補 山崎 為美  
 岩手県平民陸奥國二戸郡浄法寺村 忠七三男  
 曹洞宗 小田島末太郎  
 二十六年一ヶ月

一 自分儀青森県下三戸郡関村真田太古ト兼テ懇意ノ処父忠七ヨリ小田島勘治ト田畑一条ノ差シ纏レ之レアリ右取扱ヲ得候ヨリ太古儀昨明治九年中一両度モ自宅ヘ參リ自然腹藏ナク相交リ居候処当明治十年四月一日不図モ太古儀小繋村ヨリ出立鹿角ヘ參リ候トノ暮合頃自宅ヘ參リ候ニ付宿泊致サセ候然ルニ当時父忠七ヨリ岩谷村佐藤久吉ヘ貸付金九百六拾貫文程滞分之アリ幸ヒノ事故又々右取扱ノ儀太古ヘ依頼イタシ候ヨリ一兩日滞留致居候内被是四方ノ話アリ鹿兒島ノ戰爭新聞紙ナトニハ官軍勝利ノ事ノミヲ認メ有之候ヘ共其実ハ鹿兒島ノ方ハ勝利ノ趣且建白書ノ如キ物ヲ差出シ今般同志ノ者申合セ行在所ヘ建白ノタメ出京ノ筈ニ付同行可致旨勸メラレ候ヘトモ素ヨリ自分ナトノ及フ処ニモ之レナクト存シ申断リ候処然ラハ跡々ノ事周旋可致旨申聞候ヘトモ之レ以テ相断リ候処然ラハ此儀ハ決テ他言致シ聞敷ト堅ク口止メニ相成リ殊ニ近村ニテ相応ノ者之レナキヤト相尋候ニ付田山村米川儀太郎ハ読書モアリ我々ノ如キモノニ無之旨相答候処然ラハ自分ヨリ書面相認メ可差遣旨頼ヲ得右書面太古ヘ托シ差遣シ当人儀モ明治十年四月三日発足致シ候事

一 明治十年四月十四日青森県下関村桜川忠八自分宅ヘ罷越シ真田太古ヨリ自分兄喜六ヘ書面持參ニテ今般商法ノタメ金二拾円貸シ呉レ可申旨依頼有之候ヘトモ折アシク持合之レナク相断リ申候且ツ忠八儀自分ヘ申聞候ニハ兼テノ企ニ付米川儀太郎并ニ自分ヲ連レ參リ可申趣ニ付来リタリ儀太郎ヲ呼寄セ

可申聞ニ付書面差立候処明治十年四月十六日儀太郎着イタシ  
 候ニ付太古ヨリ如何ノ話シ之レアリ候ヤト相尋候処儀太郎太  
 古ノ持参イタシ候檄文ノ写ヲ読ミ且ツ申聞ケニハ行在所へ参  
 ルナラハ仮令議論行レス死ストモ外ニ遺憾モ之レナク候ヘト  
 モ太古儀先般東京出雲町泰幸ト申候処昨夜荒谷村ニテ一泊承  
 リ候ヘハ関村元修驗ノ由住所等詐リ甚タ不審ナル旨申之ニ付  
 兎ニ角余事ニ託シ相断リ可然トテ儀太郎事ハ当時郵便方繁用  
 ノ趣申聞自分儀ハ同志ニハ之レナク候ヘトモ忠八ヲ以テ被相  
 招候ニ付地所丈量調査急キ取纏方区務所ヨリ申付ラレタル事  
 ニ取捨ヒ兩人トモ相断候処忠八儀ハ即日日起致候事

一 明治十年五月八日頃ト相覚候福岡村下斗米与八郎ト申者自  
 宅ヘ立ヨリ申聞ケニハ真田太古ヨリ勸メラレタル儀無之ヤト  
 尋ラレ候ニ付初発太古ヨリノ話合并ニ桜川忠八ノ参リタル節  
 トモ堅ク相断リ右企ニ関係不致趣相答申候尤其後太古ヲリ何  
 等ノ沙沙モ無之事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月十六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十四日

判 事 浦 春暉  
 掛 判 事 補 山崎 為美  
 和歌山県土族当時青森県第一大区  
 一小区陸奥国津堅郡青森寺町寄留  
 浄土宗 日置 成章  
 二十三年

一 自分儀青森県奉職以来引続寄留罷在候処明治十年四月二十  
 六日兼テ知合ノ真田太古来リ安方町成田八十郎方止宿ノ趣ニ  
 付相尋ネ西国ノ戦争等新聞紙上ヲ以テ互ニ討論ハ仕候ヘトモ  
 兼テ依頼ヲ受ケタル民事詞訟ノ儀相談有之マテニテ陰謀等ノ  
 相談ハ無之候事

一 明治十年四月二十八日太古同行青森県下浅虫温泉ニ入浴罷  
 在野中文八郎ヲ誘ヒ一泊ノ上罷帰リ申候該時真田太古儀野中  
 文八郎ニ向ヒ行在所へ建白ノ儀或ハ三戸地方百姓歎願ノ儀等  
 咄合之レアリ自分モ同席仕候ヘトモ酔中故確ト聞取不申候事

一 明治十年五月二日野中文八郎ヨリ異名ヲ以テ真田太古并自  
 分ヘノ書状之レアリ真田太古ノ手ヨリ御取揚ノ趣ニ候ヘトモ  
 自分於テ披見仕ラス尤文八郎ハ同志ト見留タルヤ自分於テハ  
 右一件ニ同意仕候儀ニハ無之候事

右ノ通相違不申上候以上十年十一月十九日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十六日

判 事 浦 春暉  
 掛 判 事 補 山崎 為美  
 秋田県平民秋田県第二大区七小区  
 陸中国鹿角郡関戸村  
 高橋 喜八郎  
 四十五年

一 自分儀用向有之明治十年二月日不觉若手県下盛岡へ参リ滞  
 留中兼テ知合ノ真田太古ニ兩三度途中ニテ行逢同人同行小平

真一郎ノ旅舎へ参リ小田為綱ニモ面会シ四人ニテ西国ノ形勢等談話シ為綱儀西国ノ戦争不容易事ニ付誰ゾ建白シ休戦ニ致(まき)モ之ノ由咄合アレトモ其他ノ談論承ハリ不申候其後自分帰村ノ際太古ヨリ三戸町當時死亡川村正吉并太古宅へ書状託サレ川村正吉へハ自分持参シテ相渡シ候処盛岡ノ様子尋問ニ付招募巡查若干アル趣或ハ仙台鎮古ヨリ山形へ繰出シタル兵隊モ最早帰營ノ由就テハ静謐ノ旨相咄シタルマテニテ太古ヨリ伝言ハ勿論正吉ト外ニ相談仕儀無之候儀無之候事

明治十年四月上旬真田太古儀盛岡ヨリ帰リ懸ノ由ニテモ馬内村へ来リタル節面会仕候処青森県下三戸地方地租改正後苛税ニ成リ人民ノ難儀ニ付申合減租ノ儀願立ノ積リ当地方モ同意セサルヤト申ニ付当節柄以ノ外ナルコトニ付差扣ヘリ具々添心仕候且盛岡ニテ小田為綱建白ノコト咄合アリシカ如何ナリシヤ承ルニ建白書ノ由ニテ我邦ノ地球上ニ於ル云々ノ檄文ヲ差示ス故一覽シテケ様ナコトハ行ハレサル旨申候処尤左様心得居ル旨ニテ何等ノ談話之レナク候其後同人ハ帰村ノ所豊口仲之助内藤新八郎儀真田太古ヨリ青森県下三戸へ来ルヘク申サレ参ル趣承リ大森与平へ相談ノ上古古儀百姓歎願ノ企ナラハ屹ト差止メヘク三戸町川村正吉ハ老人ニテ必ラス輕率ナト致ス人物ナラサル故同人へ相談シ具々同意セサル様新八郎仲之助ニ申合メ候帰村後承レハ太古儀歎願ノ相談ニ付川村正吉へ申聞同人ヨリ差止メタル由ニ候事

一 明治十年五月中旬豊口仲之助青森ヨリ帰村ノ節真田太古ヨ

リ来ル十五日マテニ青森ニ参ルヘク伝言ノ由申聞タレトモ何事力解兼候事

一 明治十年五月六日大森与平宅へ参リタル節下斗米与八郎ト云モノ面会致度旨ニテ来リ真田太古川村正吉ト申合セタル事件ニ付当村ノ手順等申合度種々相談ニ付川村正吉宅ニテ百姓歎願ノ企テアリタルハ既ニ相止タル筈其他ハ何事モ申合セタル儀之レナク必ス左様ナル企テハ差扣ヘク具々申合メタルノミニテ外ニ相談セシ儀無之候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月十八日

判事 浦 春暉  
掛 判事 補 山崎 為美

捕縛明治十年五月十八日

秋田県第二大区七小区陸中国鹿角  
郡毛馬内村  
禅宗 平民 平尾 吉六

二十三年十月

一 自分儀明治十年四月中旬太古儀当村へ来リ帰村ノ際大湯ト申処ニテ行逢談話中西国ノ軍サノ止メサスル建白ノ見込貴様ハ如何ト申ニ付左ノ様ナコトハ及ハサル旨返答セリ其後明治十年五月五日岩手県下福岡ノ人下斗米与八郎ニ同人建白ノ咄合アリタル趣一ト通咄合タルマテニテ外ニ何等咄合無之候事  
右ノ通相違不申上候事十年十月六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月廿日

掛判事浦 春暉  
判事補 山崎 為美  
秋田県管内陸中国鹿角郡毛馬内村  
禪宗 平民 内藤 新八郎  
三十二年三ヶ月

一 自分儀明治十年四月上旬真田太古ナル者当村へ来り兼テ  
懇意ニ付度々旅舎へ参リ四方山ノ咄合中西国ノ戦争ハ建白シ  
テ相止メサセ度迎建白書トカ檄文トカ申モノヲ読聞セラレシ  
コトアレトモ其趣意了解セス尤同意ヲ勸メラレタルニ無之候  
其後同人婦村ノ際奥筋へ戸辺ノコト遊ヒニ参ルヘク咄合ノ処  
豊口仲之助用向アリテ三戸へ参ルヨシニ付同行仕四月二十三  
日頃ト覚へ三戸へ参リ仲之助ハ知合ノ処へ参リ自分ハ真田太  
古ノ旅舎へ参リ候処用事アリトテ近在へ参リ翌朝罷歸リ候其  
内仲之助俱々同人知合ノ宅へ参リ川村正吉宅ニテ姓名不存者  
ニ面会仕候へトモ平常ノ談話ノミイタシ候同月二十四日太古  
儀青森へ向テ出起ニ付仲之助自分モ婦村仕候事  
一 明治十年五月五日下午斗米與八郎ト申者参リ候節同人旅宿ニ  
テ両度大森與平宅ニテ両度面会仕候へ共何等相談セシ覚へ無  
之候事  
右ノ通相違不申上候以上十年年十月六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年七月十五日

掛判事浦 春暉  
判事補 山崎 為美  
青森県士族陸奥国津軽郡堤村  
宗旨不詳 浅野 安之進  
三十四年三ヶ月

一 自分儀真田太古ト当春来懇意ニ相成明治十年三月下旬同人  
旅宿青森安方町成田八十郎宅ヲ訪ヒ太古ト当今ノ形勢等談論  
ノ末同人儀西郷隆盛ノ兵ヲ挙ル其情愛國ノ衷ニ出テ一己ノ私  
心ニ非ルヤ必セリトノ論ニ付自分儀西郷ノ兵ヲ挙ル名正シカ  
ラス名正シカラサレハ事ヲ遂クル能ハス然レトモ兵ヲ挙ル事  
状ト天下ノ形勢トヲ熟察探偵スルニアラサレハ概論スヘカラ  
サル旨ヲ以テ返答セリ然ルニ太古儀商法旁大阪ニ登リ同地ノ  
形勢ヲ探偵ノ上報知スヘシトテ相分レ其後明治十年四月二十  
八二十九日頃ト太古再ヒ青森へ来リ依テ旅宿ヲ訪ヒ候処同人  
大阪へハ参ラス岩手県ヨリ罷歸リタル趣ニ付西郷ノ兵ヲ挙ル  
愛國ノ衷情ニ出ルノ証アルヲ問フニ我邦ノ地球上ニ於ル云々  
ノ檄文ヲ差出セシ故尚其不当ヲ論スルニ実ハ機會ヲ失ヒ既ニ  
西郷モ敗軍ノ由ナレハ右企ハ断然相止メタル趣ニ付其儘打過  
キ其他ノ事件ハ一切存シ不申候事  
右ノ通相違不申上候以上十年年十月六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月廿一日

掛 判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

青森県第六大区二小区陸奥国北郡  
田名部町丹内武右衛門方寄留  
禅宗 岩手県士族 女鹿 一八

二十九年七ヶ月

自分儀商業ノタメ明治十年四月二十五日居村出起同二十七日青森町へ参り夫々用向相済五月二十八日帰路七年以前箱館ニ於テ懇意セシ真田太古ニ面会シ強テ申勸ニ任セ同人旅舎安方町成田八十郎方へ参り色々咄合ノ末太古儀当今ノ御政体其当ヲ得サルヨリ西国ノ変アリ慨歎ニ堪ヘス良策ナキヤト申ニ付不肖モノ外ニ良策ノ心付之ナキ旨返答セリ然ルニ同人何カ書面ヲ取出シ喋々辨論シ此趣旨ヲ以テ行在所へ建白シ之レヲ御採用アラサルニ於テハ臨機ノ処置ニ及ハントス同意セサルヤト申ニ付目今一家ノ糊口ニ困却ノ仕合左様ナルコトハ及ハサル旨ヲ以テ答フルニ士族ノ家ニ生レ皇國ノ安危ニ関スルヲ顧ミサルヤ取ルニ足ラサル人物ナト、申ス処へ日置成章ナル者来リ其談話相止ミ太古成章ハ他行任自分ハ太古ノ申ニ從ヒ其夜一泊シ翌日出起仕候へ共其後何等ノ咄合無之候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月六日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十七日

掛 判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

秋田県管下第二大区二小区陸中国鹿  
角部毛馬内村  
禅宗 黒沢 繁治

二十二年

一 自分儀明治十年四月上旬真田太古毛馬内村へ来リタル節兩三度面会仕知合ナレトモ隠謀等ノ相談セシ儀決テ無之候其後明治十年五月四日同村豊口仲之助儀真田太古ニ用向有之青森町へ参ル由ニ付見物ノタメ同行仕同月六日青森着右太古ニ面会致候へ共隠謀ノ談話無之候其翌日仲之助俱々出シ起三戸ニ掛リ同月十日帰村仕候事

右ノ通相違不申上候以上十年十月五日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十四日

掛 判事 浦 春暉  
判事補 山崎 為美

青森県第三大区一小区陸奥国津軽  
郡弘前若堂町  
禅宗 宇佐美 兵馬

三十一年六ヶ月

一 自分儀三戸郡関村真田太古ナル者自分弟熊作ト東京ニテ懇意セシ由ニテ明治十年一月中自分宅へ参リ呉レ其後明治十年五月十一日又々参リ西国戦争ノ景況等議論ノ末文書ヲ差出シ



右趣旨ヲ以テ行在所へ建白ノ見込同意セサルヤト申ニ付一覽ノ処穩ナラサル文体ニ付不肖モノ及ハサル旨ヲ以テ返答スルニ及ハサルニアラス為サ、ル也ナト、勸メラレ候ニ付断然申断リ候へハ篤御考被下度由ニテ罷歸リ其後面会不致候事  
右ノ通相違不申候以上十年十一月二十一日

弘前裁判所調

捕縛明治十年五月十七日

判事 浦 春暉  
掛 判事補 山崎 為美

秋田県第二大区七小区陸中国鹿角郡毛馬内村  
禪宗 平民 豊口 唯志

四十年八月月

一 自分儀真田太古ト知合ニ付明治十年四月下旬当村へ来リタル節面会仕候へ共檄文等ヲ以テ相談セラレシ一件決シテ無之候然ルニ明治十年五月五日岩手県下二戸郡福岡ノ下斗米與八郎ト云モノ商法ニテ当村へ来リタル由ニテ自分宅へ参リ候ニ付其商法ヲ問フニ何方書面差出シタレトモ自分儀読メ不申候時々與八郎儀青森県下三戸ノ当時死亡川村正吉ノ隠謀ニ一味セシ故誠心ヲ吐露シテ相談スヘシ疑フニ及ハサル旨咄合ナレハ其事解シ兼返答セサル故同人罷歸リ候其後右面書<sup>（まま）</sup>大森與平ニ承ハルヘクト與八郎ノ旅舎ヲ問フニ内藤新八郎平尾吉六居合セタル故右三人ヲ同行大森與平宅へ参リ咄合ノ末與八郎持参書面ヲ與平一読シ檄文ノ由ナレ共其趣旨了解仕兼商法上ノ

咄合ノミニテ相別レ其他ノ咄合無之候事  
右ノ通相違不申上候以上十年十月六日

始末書

青森県第七大区三小区陸奥国北郡七戸村  
平民 神祭 山田 政一

四十六年

一 真田太古陰謀へ関係セシ始末御尋御坐候此段私儀訴訟事件ニ付青森町滞留中明治十年四月二十八日真田太古旅舎へ用向之レアリ参リタル節全人儀檄文様ノモノ差出シ此議論如何ト申聞私ハ翌朝歸村ノ心得ニテ忽卒ノ際ニ付半分程披見セシニ頗ル激論ニ相見へ太古ハ平素暴論家ナレトモ恐ラクハ全人ノ作ニアラス新聞紙類ヨリ摘録セシモノト想像可否ヲ論セス相別レ同人右ヲ以テ陰謀ヲ企テ候儀ト心付不申候明治十年五月七日頃花輪功一郎梅内村治七戸町へ来リ功一郎ハ青森ニテ一面識村治ハ始テ面会ノ処村治儀松ノ家多弊トアル書状一見可致申ニ付披見スルニ数ノ子買入レ云々商法上ノ文意ニ相見へ候へ共其趣旨了解仕兼功一郎儀金三円程貸シ與レヘク申聞候ヘトモ一面識故申断リ候へハ村治儀太古ヨリ御相談致セシ儀無之哉ト申ニ付相談無之旨ヲ以テ答フルニ夫レナレハ金ヲ借用ノ筋無之由ニテ相別候其後榊田善藏儀太古ヨリ書状持参ニ付面会ノ処太古ヨリ金差送ル様口上ノ趣申聞訴訟ノ儀ニ付遣

スヘキ旨モアル故其次第ヲ承ルニ不心得由ニ付夫レナレハ差  
送ルヘキ金無之旨相答其佗何等咄合無之候  
右ノ通相違不申上候以上十年十月五日

始末書

秋田県第二大区陸中国毛馬内村 平民  
禅宗 青山 庄次郎  
三十年三月

一 真田太古陰謀へ關係セシ始末御尋御坐候此段私儀真田太古  
ハ兼テ知合ニ付明治十年四月上旬当村へ参リタル節面会仕候  
処檄文トカ申スモノ読聞セ之レヲ以テ兒玉庄次郎ヲ出京ナサ  
シメ建白スル由咄合ノミニテ委敷相談之レナク読聞セノ趣旨  
了解不仕候其後豊口仲之助内藤新八郎儀右一件ニ付太古ノ申  
ニ任為相談三戸へ参リタル処建白ニアラズシテ百姓歎願ノ相  
談故相止メタル旨仲之助ノ咄合ニテ承リ申候右ノ外關係ノ儀  
無之候  
右ノ通相違不申上候以上十年十月五日

始末書

秋田県第二大区七小区陸中国鹿角郡越刺村  
平民

曹洞宗 兒玉 庄次郎  
二十五年八月

一 真田太古陰謀ニ關係セシ始末御尋御坐候此段私儀真田太古  
(主主)

ト兼テ知合ニ付明治十年四月上旬毛馬内村へ参リタル節旅舎  
ヲ訪ヒ候処檄文トカ建白書トカノ由ニテ彼レ読聞セ之ヲ以テ  
同志申合セ建白ノ見込貴兄モ建白ニ参ラサルヤト咄合ニ候ヘ  
トモ素ヨリ建白等ノ念慮無之故其趣旨手順等モ委敷承ハラス  
建白ナトハ及ハサル旨返答任右読聞セノ趣不條理ノ文体トモ  
心付不申候其後同人ニ面会ハ勿論書信其外關係ノ儀無之候  
右ノ通相違不申上候以上十年十月五日

始末書

秋田県第五大区五小区羽後国仙北郡外小友村  
農 末五郎長男 当時 蛄貝町八拾五番地  
田中長治郎方寄留 民三郎事

小田 政光

二十九年十月

一 高久忠司ト申合タル事件可有之旨御尋ニ付御答

自分儀明治八年八月頃村吏へ届済ノ上当御県下へ出稼仕候然  
ルニ明治九年六月頃風ト高久忠司ニ面会ノ末懇意ニ相成同年  
八月ヨリ十一月マテ同居罷在其後別家仕自分ハ明治十年一月  
十九日出起シテ渡島国古宇郡へ出稼罷在候処高久忠司ト申合  
候儀ハ勿論書信等モ無之候

右相違不申上候以上十年七月十七日

始末書

青森県平民 青森県第八大区六小区陸奥国三戸郡夏坂村 五平長男

中村 藏之助

三十年三月

一 真田太古陰謀一件へ關係致候ニ可有之旨御尋御坐候

此段私儀真田太古トハ兼テ懇意ニテ厚ク世話ニ相成同人小使同様ニ被召使度々人ノ迎等ニ遣サレタル儀有之明治十年四月田名郡へ用事有之參ル節三戸ニテ右太古ニ面会ノ処婦路青森へ參ルヘク被申同月二十五日青森へ參リ太古ハ同月二十六日參リ同人ノ用向ニテ田名郡へ材木買入レノ相談ニ參リ其他高久忠司等へ書状ヲ持參成太古へ來客ノ節煙草盆等持參シ同宿罷在候ヘトモ太古儀何等ノ企有之候哉心得不申候  
右ノ通相違不申上候以上十年八月十七日

始末書

岩手県下平民 岩手県第二拾三大区二小区二戸郡石切所村

久保田石五郎

四十一年三月

一 真田太古陰謀へ一味セシ儀ニ可有之旨御尋御坐候

此段私儀青森町寄留日置成章方へ訴訟ノ儀ニ付用向有之罷越シ明治十年五月四日青森安方町成田八十郎方へ止宿ノ処真田太古同宿兼テ知合ニ付度々同人ノ坐敷へ參リ咄合或ハ來客ノ節俱ニ飲酒仕候儀モ有之候ヘトモ同人ヨリ何等相談有之候儀

ハ勿論怪敷咄合承リタル儀無之候  
右ノ通相違不申上候以上十年八月十七日

始末書

新潟県下越後国蒲原郡五ヶ浜村 平民金沢与作長男 当時 開拓使第拾四大区四小区函館元町三百四十三番地寄地寄留

金沢 庫吉

青森県平民真田太古へ面会ノ顛末御糾ニ付左ニ申上候

自分儀明治六年四月中父与作ノ申劬ニ從ヒ資本トシテ金三拾五円ヲ被与明治六年四月下旬新潟港出帆五月初旬ニ函館着港函館東川町百三拾番地田沢与三郎儀ハ兼テ知音ノ者ニ付同人宅へ同居小商營業仕明治八年三月下旬別戸ヲ設ケ引続營業候折柄明治十年三月中旬青森県寄留新潟県平民高井茂八郎來訪青森大町関由松へ係出願ノ事件自分へ取調具候様依頼ニ付同國ノ情義被有之茂八郎同伴漁船孔明丸へ乗組明治十年四月五日青森着港茂八郎同居セシ青森米町五拾六番地今源之巫方へ止宿明治十年四月十四日関由松へ對シ家督一件出願ノ際自分ハ茂八郎ノ差添人ニ相立御課へ出願引キ該件取調中函館自分雇人ノ者ヨリ是非帰函可致旨申來候ニ付茂八郎へ帰函ノ事ヲ相談候処帰函候ハ、相当ノ代人可差立旨申聞候ニ付当惑致候折柄日置成章儀ハ当地ニ於テ代人專行ノ儀ヲ承リ明治十年四月五六日ノ頃成章方ニ罷越初テ面会茂八郎ヨリ由松へ掛リ

家督一条逐一申談シ尚其翌日成章方へ罷越前文ノ手續トモ對談中真田太古ナル者(其節名)前知ス成章方へ罷越一時間余其席ニ居合青森安方町成田八十郎方へ自分ニ遊來可致旨馴々敷申陳シ其席ヲ立去り候ニ付自分モ帰宿其翌日前文茂八郎一件ニ付精算取調ノタメ御課へ出頭六時三十分頃帰宿ノ途中成田八十郎方へ罷越前文真田太古へ面会其席ニ酒肴有合太古ノ勸メニ任セ酒肴ヲ飽食致シ席上ニ有之新聞紙ヲ三枚被見誦畢越後地方及ヒ函館表ノ景況トモ咄合中日置成章來訪俱々飽食イタシ自分ハ熟醉ノ余黄昏頃其席ニ横眠不図目ヲ覺シ候処如何ニセン(まま)坐中一人モ無之ニ付勝手へ罷越八十郎家内ノ者へ謝礼イタシ帰宿ノ存念ニテ戸外ニ出候処真田太古ニ出会同人申ニハ夜モ追々深更ニ致候間一泊可致旨申ニ付別心ナク二階へ上リ一泊翌朝目ヲ覺シ候処最早八時過ニモ相成候間昨夜ノ不敬ヲ申佗迅速暇ヲ告ケ御課へ出頭計算ニ着手イタシ其後一度モ面会不致明治十年五月二十五日辛未丸へ乗組帰函二十七日午後四時頃函館警察所ヨリ抱引(まま)ニ頼リ其儘捕縛ニ相成候儀ニ御坐候(まま)

右ノ通相違不申上候以上十年八月十八日青森縣第四課宛

第八大区小区陸奥国三戸郡五戸村六百十四番地 大久保広司  
 答書青森縣 四課宛  
 真田太古ヨリ談事ノ儀可有之旨御尋ニ付御答左ニ  
 本年四月下旬ノ頃当県下第八大区一小区五戸町高三浦吉平儀

兼テ病氣罷在候ニ付為見舞被越候処午前十時頃ニモ可有之哉真田太古旅行ノ体ニテ至急ニ相成不慮對面辱仕度ノ間雜話中ニ方今西海ノ賊徒鎮定ニ難相成此際ニ当リ奥羽ノ人民戊辰ノ恥辱不雪ハ九州ノ奴僕ニ可相成依テ盛岡三戸広前辺迄周旋致シ東京へ出発皇國ノ綱紀ヲ張り到底魯西亜ヲ押度既ニ「カハフト」ト魯西亜ノ有ト相成北海道ノ危事不日ニ有リト論說ヲ被發候固ヨリ空論説ト心得私無言ニ罷在候処何欣書願被差出候へトモ敢テ了読不在不同意ノ旨断然ト返答ニ及ヒ候御尋ニ付此段御答奉申上候以上十年七月十五日

書記官議按

別紙司法省伺青森縣平氏真田太古其外ノ者犯罪処断ノ儀該犯ハ鹿兒島賊徒ニ応セント欲シ同志ヲ嘯集スト雖モ終始賊徒ニ牒シ合セ候儀等無之先般同省ヨリ処断伺出御允許相成候秋田県士族跡部達蔵同様ノ者ニ付九州臨時裁判所へ付セラル、ニ不及儀ト存候依テ左ノ通御指令可相成哉仰高裁候也十年十二月廿四日

三 明治十一年五月二十六日・北斗新聞

昨年五月中国事犯巨魁真田太古らの他の同類を探偵捕縛する功により賞せられ々々

金三円二十五銭	一等巡査	对馬 鎮忠
金三円	一等巡査	大沢常次郎
金同	元三等巡査	对馬洲次郎

金同	三等巡查	高橋 十郎
金二円五十銭	三等巡查	中村 直作
金同	三等巡查	木村安次郎
金二円	元四等巡查	佐藤 磯吉
金壹円二十五銭	元一等巡查	堀切 篤敏
金壹円	二等巡查	築瀬 真元
金同	三等巡查	村瀬 競雄
金同	元三等巡查	木戸 寛造
金同	元三等巡查	斉藤 勝衛
金同	三等巡查	外崎 経市
金同	三等巡查	寺井澄太郎
金同	元四等巡查	乗田 時二

後記

本稿起草に際し、馬場清氏（在田子町）、赤石宏氏（在弘前市）、池野讓氏（在名川町）、大島英介氏（修紅短大）、吉田正志氏（東北大）、鎌田健三氏（岩手県庁）、中道敏夫氏（八戸市立図書館）、千葉賢治氏（岩手県立図書館）、寺尾治氏（田子町教育委員会）、栗村知弘氏（在八戸市）、川村欽吾氏（在弘前市）、中山勝氏（國学院大）、田中庄一氏（二戸文化史研究会）、鈴江英一氏（北海道庁）、坂井雄吉氏（東京大）、根本敬彦氏（明治大・大学院）らの御支援をうけた。ここに記して、その学恩を謝す。

（十二月三十一日）